

## 第一百五十一回

## 参議院法務委員会議録第十一号

平成十三年六月七日(木曜日)  
午前十時一分開会

## 委員の異動

六月六日  
辞任

竹村 泰子君

本岡 昭次君

日笠 勝之君

出席者は左のとおり。  
委員長

## 理事

## 委員

久野 恒一君	江田 五月君	魚住裕一郎君	福島 瑞穂君
青木 幹雄君	岩崎 純三君	佐々木知子君	斎藤 十朗君
尾辻 秀久君	岡野 裕君	佐々木知子君	竹山 裕君
斎藤 十朗君	竹山 裕君	坂本 寿雄君	山崎 潮君
吉川 中川	吉川 義雄君	雨宮 孝子君	竹内 洋君
芳男君 敏夫君	小川 千葉		
景子君 角田	吉川 千葉		
義一君 幸三君	本岡 幸夫君		
昭次君 敦君	橋本 紀子君		
上田 幸三君	林 幸夫君		
山本 幸三君	平野 幸夫君		

○中間法人法案(内閣提出、衆議院送付)
○政府参考人の出席要求に関する件
○債権回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

本日の会議に付した案件

議事の進め方でございますが、まず能見参考人、次いで雨宮参考人の順に、お一人二十分程度で御意見をお述べいただきまして、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。また、各委員の念のため申し添えますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。なお、参考人の方の意見陳述及び答弁とも、着席のままで結構でございます。

能見参考人。(能見善久君) ただいま御紹介いただきました能見でございます。それでは、能見参考人からお願いいたします。

○参考人(能見善久君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

私は、東京大学の法学部及び大学院で民法を教

務大臣 法務大臣 森山 真弓君

副大臣 法務副大臣 横内 正明君

大臣政務官 法務大臣政務官 中川 義雄君

事務局側 常任委員会専門員 加藤 一宇君

政府参考人 内閣官房内閣審議官 兼行政改革推進室長

総務大臣官房審議官 大臣官房内閣審議官

総務省行政評価局長

法務省民事局長

財務大臣官房審議官

東京大学大学院法学政治学研究院科教授

松蔭女子大学経済学部教授

日本文化大学経済学部教授

法政大学政治学科教授

衆議院議員 発議者

第三部

法務委員会議録第十一号 平成十三年六月七日 [参議院]

委員の異動について御報告いたします。  
昨六日、竹村泰子さんが委員を辞任され、その補欠として本岡昭次君が選任されました。

○委員長(日笠勝之君) 中間法人法案を議題とい

たします。

本日は、本案の審査のため、お手元に配付の名簿のとおり、二名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、東京大学大

学院法学政治学研究科教授能見善久君及び松蔭女子大学経営文化学部教授雨宮孝子さんでござ

ります。

この際、参考人の方々に一言ございさつを申し

上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をい

ただきました、まことにありがとうございます。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見をお聞かせいただきますて、今後の審査の参考にいたしました。

次いで雨宮参考人の順に、お一人二十分程度で御意見をお述べいただきまして、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

議事の進め方でございますが、まず能見参考人、

次いで雨宮参考人の順に、お一人二十分程度で御意見をお述べいただきまして、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し添えますが、御発言の際は、

その都度、委員長の許可を得ることとなつております。また、各委員の質疑時間が限られておりま

すので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

なお、参考人の方の意見陳述及び答弁とも、着

席のままで結構でございます。

能見参考人。(能見善久君) ただいま御紹介いただきました能見でございます。

○参考人(能見善久君) ただいま御紹介いただき

ました能見でございます。

私は、東京大学の法学部及び大学院で民法を教

えております。法人問題も民法とかかわりが深い  
ということです。きょうは意見を述べる機会を与え  
ていただきました。ありがとうございました。

レジュメに沿つて中間法人制度についての私の見解を述べていきたいと思います。

初めて、基本的な立場なし中間法人制度を見

る視点ということから始めたいと思います。

レジュメの1のところです。基本的な視点に関し

ては二つほどここで述べたいと思うわけですが、そもそもある視点ということから始めたいと思

います。

今回の中間法人制度は、非公益そして非常利の

団体に法人格を付与するわけですが、そもそもあ

る視点で、一つは、団体に法人格を付与することの意味

ということから始めたいと思います。

今回の中間法人制度は、非公益として非常利の

団体に法人格を付与するということはどういう

ことなのかということを確認しておく必要があり

ます。それは、法的な意味あるいは法技術的な意

味と、もうちょっと社会的な意味というのがある

と思います。

法的な意味については、これは改めて言う必要

もないくらいですが、一つには、法技術的には法

人固有の財産をつくり出して法人の名前で活動が

できるようになると。また、多くの場合には構成

員に有限責任を求めることがあります。

しかし、ある意味でもっと重要なのは、法人格

付与の社会的なというんでしようか、狭い意味で

の法的な意味に含まれないもうちょっと広い意味

です。法人格付与をいたしますと、これによつて

団体は対内的にも、つまり団体内部でもあるいは

対外的にも明確な存在になつて、そういう意味で

この団体の活動というものが活性化されると。团

体の活動が活性化されることによって、それに伴つてまた社会的な意義というのも高まるので

はないかと。要するに、法人格付与の積極的な側面というものを見る必要があるということであり

団体に対して簡単に法人格を付与するといううことに對しては、違法な活動に對する隠れみのになると、あるいは法人が乱用されるという懸念がありますとか、あるいは法人が乱用されるということを強調したいと思います。

第二点目、法人。ここでは非営利ないし公的な団体を念頭に置きますが、それに対する基本的な視点というものについての確認です。

この非営利団体あるいは公的な団体に対してどのような政策でもつて臨むのか、そういうスタンスの問題です。この点につきましては、私は、公的あるいは公的な団体と中間法人とでは基本的に少し異なる政策というものがあり得るのではないかと考えております。

公益法人については優遇税制が伴つたりいたしますので、団体組織の透明性ですか、あるいは公的性を認定する場合にはその基準の明確性であるとか、あるいは団体の組織の信頼性といったことが重要になります。したがって、こういった原理にふさわしい法人組織というものが要求されるということになります。

これに対して、社員の共通の利益を図ることを目的とする団体、中間法人、これはちょっと大きめかもしれませんが、憲法十三条の幸福追求権と思想的につながるものではないかというふうに私は考えております。そういう意味で、自己の発展あるいは今のが幸運追求のために団体を使ってさらに一層活動を發展させる、そういうことなわけですが、そうなりますと、ここでは自由ですかあるいは自己決定といったことが基本的な原理として重要になってまいります。したがって、中間法人の組織も、できるだけ自由度の高い、それぞれの団体のニーズを反映できるような柔軟さを備えることが必要ではないかと思います。

次に、「2 中間法人法に対する評価」といふところですが、以上のような基本的な視点から今

回の中間法人の法案を見ますと、次のようない評価をすることができるのではないかと考えております。

第一に、これは民法関係者の間では恐らく異論がないことだと思いますが、今回の中間法人法案によって、今までの法人制度のもとでは法人格を取得したくできなかつた、そういう団体が法人格を取得できるようになったということになります。

これは、簡単にそこにレジュメに図をつけておいて、かえつてわかりにくい図かもしれません、往々にしてよく、営利法人、それから他方の極にまで、かえつてわざりにくく、図かもしませんが、公益法人、真ん中に中間法人というふうに言われておりますが、実は民法三十四条の公益法人の規定から出発いたしますと、公益法人というものは公益、そこに挙げられている各種の公益事業、公益を追求することと、かつ非営利であるということとで、二つの実は要素あるいは軸というものがあります。この図では、非営利、営利の軸を縦軸にとつております。この図では、非営利、営利の軸を縦軸にとつおります。

とDのところも営利法人になる。残っているところが、この図で言うとBになるわけですが、ここが今まであつた。ここを埋めたというのが今第一回の中間法人制度だということになります。これが第一点。

それから第二に、これはある意味で今の第一点と重なる点もあるんですけど、今回の中間法人制度によって非営利活動あるいは共通の利益を追求するということで、共益活動と仮に呼びますが、この

非営利活動が社会的に活発になされた、そういう

法的な基盤を整備したということが重要ではないかと思います。

これは、今の穴を埋めたということと同じことのようにも思えますが、しかし非営利活動が今後の成熟した社会においてますます重要な単なる経済的な利益の追求だけではない。また、公益活動は公益活動で重要ですが、その中間を占める私的な利益を、つまり共通の利益を追求するんだけれども単なる経済活動ではない、そういうものが今後ますます重要な経済活動になると、いうものが今後ますます重要な経済活動になります。この活動のための基盤、法人制度で活動するための基盤を整備したというのが今回の中間法人であると思われます。

それから、三番目に評価の点ですが、今回の中間法人を評価する際の三点目ですが、今回の中間法人を評価する際の三点目ですが、今回の中間法人の評価は、この図にありますように、単純ではありません。中間法人は、先ほどの図にありますように、単純ではありませんけれども、営利法人と公益法人の間に挟まれてゐる。中間法人というのはその両者、公益法人あるいは営利法人とどういう関係にあるかという点を考えておりま

す。さて、論点、レジュメの3、幾つかの重要な論点についての私の見解を述べたいと思いますが、第一は、この法人制度全体の中で中間法人をどう位置づけるかという問題であります。恐らくこれが理論的に一番重要なかもしれません。中間法人は、先ほどの図にありますように、単純ではありませんけれども、営利法人と公益法人の間に挟まれてゐる。中間法人というのはその両者、公益法人あるいは営利法人とどういう関係にあるかという点を考えておりま

す。

最初に、公益法人との関係について見ますと、二点ほど指摘したい点がございます。第一は、この中間法人は社員の共通の利益を追求するということを目的としているものですが、現実にはなかなかの図にありますように、単純ではありません。中間法人の評価は、この中間法人が社員の共通の利益を追求するという点を目的としているものですが、現実にはなかなかの図にありますように、単純ではありません。中間法人は、先ほどの図にありますように、単純ではありませんけれども、営利法人と公益法人の間に挟まれてゐる。中間法人というのはその両者、公益法人あるいは営利法人とどういう関係にあるかという点を考えておりま

す。

趣味のような団体、クラブ、いろんなものがあります。例ええば、業界団体であるとか、あるいは同窓会、あるいは学会、私なども属しておりますが、それにはなかなか簡単ではありません。それからさらには、もうちょっと小規模な、例えば利法人が公益的な活動の方に手を伸ばすことは恐らく許されると思いますので、営利を中心に行なうとすることを目的とする事業ということで、Aの対極にあるCが営利法人というわけですが、しかし営利法人は、これも団体の構成員が自分たちの共通の利益を追求することを目的としているものですが、現実にはなかなか範囲が広くて、いろんなものが含まれます。例えば、業界団体であるとか、あるいは同窓会、あるいは学会、私なども属しておりますが、それにはなかなか簡単ではありません。もちろん、どちらのすべてのニーズを酌み取つてそこまで、これらのすべてのニーズを酌み取つてそ

れにこたえるというのはなかなか簡単ではありません。それからさらには、もうちょっと小規模な、例えば

中間法人法案は、一応いろんな多様な団体があるだろうということで、有限責任中間法人とそれから無限責任中間法人、二種類を用意することです。この二種類を用意することです。この二種類を用意することです。



て主務官庁の許可を得たものと、それから三十五条に當利の社団法人の規定が置いてあります。それしか置いていないとも言えます。つまり、積極的に公益も當利も目的としていない、いわゆる非営利団体の法人化についてはすべて特別法にゆだねられているところに問題があるわけです。現状では、包括的に非営利団体を法人化する法律はありませんので、その公益と當利のすき間を埋めるために個別の特別法は既に百八十以上を超えています。つまり、すき間を埋めるために法律をつくるということに問題があると思うんです。

また、當利法人については、一定の要件、資本金の額、公証人による定款の認証等が充足すれば当然に法人になれる準則主義をとっているのに對し、民法の公益法人は、法定要件の具備に加え、法人設立の許可をするかどうかをその団体の事業内容を所管する役所の自由裁量にゆだねる許可主義をとつており、その設立は容易ではありません。

そこで、九八年三月には、規模の小さい市民団体でも簡易に法人化できるようになることによって民間の非営利公益活動をやりやすくするための特定非営利活動促進法ができました。この部分はいたために、當利ではないけれども積極的に公益も目的としない、いわば公益と當利の中間に位置する団体の取り扱いにつき、今回の法人法のように中間法人制度を設けるべきではないかとの検討は、古くは一九六四年の臨時行政調査会の許認可等の改革の中で指摘され、さらに七一年、法制審議会では、休眠法人の整理と中間法人が検討事項になっていました。この法制審議会では、單に中間法人を創設するというだけでなく、非営利法人の一般法にするかどうかも議論されて、結果的には法人制度の根幹にかかる問題なので早急には結論が出なかつたようです。さらに、「一九八五年、また九二年、総務厅による公益法人の行政監察結果に基づく勧告では、公益に関しない非営利団体についても中間法人としての法人格を付与するこ

とが指摘されています。

現在の中間法人法へ至る経緯をさらに見ますと、九六年、与党の行政改革プロジェクトチームのまとめました公益法人の運営等に関する提言では、民間団体にとって非営利の法人格を取得する手段が民法三十四条による以外にないために、例えば多くの業界団体などが公益法人になつていることの問題性を指摘しています。そして、中長期的には民法を見直して、準則主義による非営利法人の設立を可能にするよう検討すべきとしています。これを受けて、九六年、閣議決定で公益法人の設立許可及び指導監督基準ができ、その中で、経過措置として、既に設立している法人で、民法の規定上やむを得ず公益法人になつているものについては抜本的な法人制度の改革を待つて対応するということになったのです。それで、これを実現すべく、法務省の中に法人制度研究会が発足しまして、非営利で共益的な団体に対する法人化が検討されたことは皆様も御存じのとおりです。

続いて、法制審議会民法部会に法人制度分科会が設置され、いわゆる中間法人制度の創設が検討されることになつたのです。ここでは、民法改正による非営利一般法を制定することについても一応検討されたというふうに報告はなつております。そこでは、関連法の多い民法改正は非常に時間がかかり、現実的でなく、それゆえ特別法として中間法人制度の検討を行うことにされたといふふうに書いてあります。これは実は問題だと思つんですね。時間がかかるのが現実的でないならば、いつならば民法改正ができるのでしょうか。といふのも、与党プロジェクトチームの提言では、中長期的には民法を見直すこと、閣議決定では抜本的な法人制度の改革を念頭に入れているにもかかわらず、そのどちらでもない特別法による中間法人制度の検討だけに終わっているからです。

結果として、中間法人として法人格を取得できる団体は限定的で、この法律ができたとしても公益と営利の間に存在するさまざまな非営利の団体すべてを法人化できるわけではないことは前に述べ

たとおりです。既に百八十以上ある特別法があるだけということも言えるかもしれません。もともとこの中間法人の創設については二つの目的があつたようです。一つは、公益を広く解放して無理に公益法人に入っているいわゆる業者団体や互助団体等を中間法人へ移行させるため、もう一つは、現行制度では法人格を持ち得ない同窓会や互助会などを法人化させることであります。どちらかといいますと、前者の目的が強いよう思いました。

ところが、中間試案に入つてはいた公益法人からの組織変更の規定はなくなっています。公益法人から中間法人へ組織変更する場合、中間試案では、財産をそのまま持つて、解散時には余財産を分配できるとした点が、これは脱法的な行為になるから、入らなかつたことについては私はいいと思います。その規定がなくなった今、この中間法人制度を使って法人化する団体はどうほどののかということについてはちょっと疑問に思います。

また、これがさきに述べた閣議決定に言う抜本的な法人制度の改革と言えるのでしょうか。この規定がなくなつたからには、公益法人から中間法人への組織変更は強制されないと理解していいのでしょうか。我が国の統一のとれていらない法人法にさらに特別法が加わり、その内容を複雑にするだけに終わらなければよいと私は思つております。この法律の存在で、今後、規模の小さい公益団体は特定非営利活動法人へ、非営利だけれども公益性の少ない団体は中間法人へというふうに分類され、本来の公益法人の増加を抑制、言いかえればふやさないようになりますが目的であつては私はないというふうに思います。

もともと公益法人になつてはいる中間法人的な団体については、昭和四十七年の公益法人監督事務連絡協議会の申し合わせ事項に、同窓会、同好会など構成員相互の親睦、連絡、意見交換などを主たる目的とするもの、あるいは特定団体、特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済を主

たる目的とするものは両方とも公益法人の許可をすることはできないというふうに規定されているんですね。申し合わせ事項ですから法律ではありませんが、そういう状態の中で、公益性もないのに主務官庁が許可をしたのならその判断が問題なのでありますし、当初は公益性のある事業をしていましたが、後にメンバーの利益だけを追求する事業しかしなくなつたのなら、監督者としての主務官庁は行政指導で公益性のある事業をするように指導する必要がわざです。それでも公益性のない事業しかしないのなら、許可の取り消しができないのが筋であります。許可の取り消しができないので、移行させるための受け皿としての中間法人制度を創設するのは問題です。

もつとわからぬのは、同業者団体はすべて共益的な団体なのでしょうか。経済団体でも公益的な活動をしているものはたくさんあります。まず、同業者団体の定義をどのように考へているかも不明であります。

それから、中間法人制度を公益法人の制度改革と一緒につけられて議論されることが多いのですが、公益性の少ない団体がすべて不祥事を起こしていいる、あるいは起こす可能性があると考えるのは少し暴論です。

つまり、税の優遇を受けていながら公益性のない活動をしているのは確かに問題です。不祥事を起こしている法人の多くは、監督する側の主務官庁と監督される側の法人の役員に元の上司がいるなど、監督がスムーズにいかない、あるいは理事や監事がその責任をきちんと負っていないということが理由であることが多くあります。また、最近では、官主導で設立された公益法人に、現在、財政的な問題を抱えている法人がたくさん見られます。とすると、主務官庁の監督を強化しても、これでは不祥事はなくならないと思います。また、監督を強化すると、民間の多様なニーズに即応できる自由さと柔軟さが信条の民間公益活動がゆがめられてしまいます。

そこで、監督強化ではなく、徹底した情報公開をし、多くの市民に事業内容や財務内容を透明にすることによって支援するかどうかを判断してもらう方がいいと考えています。アメリカでは、例えば役員の報酬を持つている大きい順に五位まで全部情報公開されています。また、できれば癒着の温床になる許可監督制は廃止すべきであると私は考えております。

民法改正の必要性は、九八年に全会一致で成立しました特定非営利活動促進法の審議過程でも何度も議論されました。たまたま特定という用語がついたのは、非営利だけでもくる特別法はできなために十二項目に限定せざるを得なかつたという事情もあります。その附帯決議では、民法の公益法人制度の改革、改正にも言及しています。

では、民法改正ではどのようにすればよいかという問い合わせに対してはいろんな考え方があると思いますが、例えば非営利法人と営利法人に分け、非営利法人の中から公益性のあるものは公益法人として特別法で扱うか、あるいは民法の中に特別の款あるいは章を置くことでもできるかも知れません。とにかく、基本法である民法に法人に関する一般規定を置きまして、特別法では、こういう言い方はいいのかわかりませんが、事業法に関する規定を整備すればよいのではないでしょうか。その際、民法には、理事の責任の明確化や情報公開の義務化、あるいは現在ない合併の規定、また社団や財団の定義などを規定すべきと考えています。

例えば、ドイツでは、一定の要件を整えて地区

裁判所に届ける登録社団、エーファオと言つていますが、これでは当初七人の社員が必要とされていますが、その後それが五人になつても有効ですが、社団の定義では三人以上を社団といいますので、三人を欠く場合には法人格が取り消されます。このように、基本的な考え方を民法に規定することは非常に重要なことです。

なお、現在のように公益法人に許可されると自

動的に法人税だけが優遇されるために、法人化を厳しくするという点が問題でありまして、法人化と税の優遇は分けて考えるべきだと思います。税制優遇の根拠をどう考えるかで多くの非営利公益法人が優遇を受けることになるのか、あるいは公益をどう考えるかということでそれが狹められるかということは議論があるところだと思います。多くの国では法人化と税制優遇は切り離されていました。

最後に、この中間法人も含め、また公益法人全般に関して、日本の民間の公益活動を促進するという意味では法改正が大変必要なんですけれども、じゃそれを悪用する者に対するどうしたらいいかということについて、アメリカのNPOに適用される税制優遇の悪用防止手段として五年前に認められた、それがまた同じような名前なんですが、中間的制裁制度というのを御紹介します。

皆さんのお手元のレジュメの三枚目に記載されています。このインターネット・サンクションと言つてはいるが、ここで言つて中間とは、許可の取り消しか、あるいは注意ぐらいで何もないかの間の制裁という意味で中間的というふうな言葉を使つています。この規定を見ますと、現在問題になつています財團法人のKSD問題には有効な手段かと思われるから御紹介させていただきたいたいと思います。

つまり、非営利で税の優遇を受けている法人の役員が法人の財産を私的に流用する、あるいは過

大に報酬を受けるというような場合に、その私的流用した部分あるいは過大にもらつた部分の額に役員が法人の報酬を私的に流用する、あるいは過大に報酬を受けるというような場合に、その私的義務を課しているのです。もし一定期間に返還しない場合には二〇〇%の課税がなされるというものなのです。

団体の許可を、法人の、これはアメリカでは法人というよりも非営利という資格の許可なんですが、それを取り消されて困るのは団体の会員たちですから、こういった非営利団体ということの資

格を取り消しではなく、いわば懲罰的な措置をするという意味になつています。これならば、役員を相手に訴訟を行わざとも損害額が法人に入るこになります。ただし、我が国では税を懲罰的に使うことは余りなされていません。今後の検討事項かと思います。

早口でございましたが、私の意見はこれで終わらせさせていただきます。

○委員長(日笠勝之君) ありがとうございました。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

○佐々木知子君 自由民主党の佐々木知子です。きょうは、両参考人の先生には、お忙しい中をお越しくださつて貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

能見先生に幾つか確認の意味も込めまして質問差し上げたいんですけども、まず一点は、無限責任を負う中間法人というのがございます。社団法人で言えば合名会社みたいなになるのかと思いますけれども、これはどういうような法人を頭の中に置かれてつくられたのかということが一点。実際に本当に活用されるのかどうかということも含めまして。

それから二点目は、先生、非営利法人という形で一括してまとめて、準則主義でというのもいいんじゃないかな、私もそうじゃないかというふうに思つてはいるんですけども、その場合にどこで公

益性を認定するのがいいのかということをドイツやフランスのことと言つておられましたけれども、ドイツやフランスなどではどこで認定するという形をとつてはいるのか。また、そこでは、中間法人の中、今回の法制に見られますように有限責任の中間法人なり無限責任の中間法人というような形でつくられているのかという点。

それから三点目ですけれども、団体が法人格を付与することの意味として、できるだけ自由な活動を認めさせるというか、団体に対外的にも明確な存在を与えるということはございますけれども、

格を取り消しではなく、いわば懲罰的な措置をするという意味になつています。これならば、役員を相手に訴訟を行わざとも損害額が法人に入るこになります。ただし、我が国では税を懲罰的に使うのではないかと思いますけれども、この法案においてはそれがどの程度盛り込まれたのか、また以後の検討課題とされているのかという点。

時間がもしかしたら終わるかもしれませんので、一応この三点でお願いいたします。

○参考人(能見善久君) それでは、三点について簡単にお答えいたしますが、第一点目は、無限責任の中間法人というのはどんな場合を念頭にして、またどういうふうに実際に使われる可能性があるのだろうかということです。

これは、有限責任の中間法人の方は基金として三百萬を一応積まないとできない。これは多くの場合はそうした大きなハードルではないと思いますが、場合によつては五人とか小さな団体で、趣味的な団体で、対外的な活動をそんににするわけではない。しかし、若干、会員から集めた預金などを管理しなくてはいけないのでやはり法人格があつた方が便利であると。今でも権利能力なき社団でももちろん預金などはできますが、ただ、だんだんと銀行の方も厳しいことを要求してまいりますし、いろいろその組織の内容ですか、ちゃんとした団体かどうかをチェックするようになつていますね。

そういう意味で、権利能力なき団体の場合には多少不便なので、そこで小さい団体であつても、そして基金を積めないような団体であつても法人格を取得する道を開くというのがこの制度だと思います。ただし、無限責任ですから対外的には場合によつては大きな責任を負うかもしれない。

そこで、これをちゅうちょして、ならない団体もあると思いますけれども、これは見方だと思いま



それなりの存在理由があると思いますが、ただ、その問題と今回の中間法人制度の問題とはやはり切り離して考えるべきではないかと思つていま  
す。

中間法人制度は、これは余り特殊な目的追求のための制度ではなくて、例えば協同組合的なものではなくて、もつと一般的に自分たちの利益を追求する団体、そのための一般法であるというふうに考えています。

○江田五郎君 中間法人法という今回の制度が一般法であるというお話をですが、雨宮先生は一般法というよりもどつちかというとこれもまた特別法の一つだということを強調されたようですが、ちょっと雨宮先生、そのところをもう少し詳しく述べてみてください。

だから、非営利の一般法はそもそもつくれないわけですから、民法の規定よりも広い範囲の非営利法はつくれないという法原則からいえば、これが非営利の一般法になるのかちょっと私は疑問でした。

○江田五月君 どうも一般法が特別法かといふうに言うと何だかこれはよくわからないんです。一般法というのは広く基盤的な法整備というものが、制度整備があつて、それにそれぞれ個別に特に適用されるものがあつたら一般法と特別法という関係になるかと思いますが、どうもそうじやなくて、特別法というのではなくて個別法だとかいふような言い方もされたりする。一般法、特別法など個別法、その辺はどういうふうになるんですか。  
ちよつと大学の講義風に教えていただければと思うんですが。これは能見先生。

○参考人(能見善久君) いや、どうも一般法と個

別法というのは余り厳密な定義もあるわけではないし、ちょっと相対的な概念だと思いますが、わかりやすい例として、私が中間法人はそれなりに一般法だと申しますのは、例えば中間法人制度を使って社会福祉のための事業をしたい、あるいは環境保護のための活動をしたいときに、これ自体は排除されないとと思うんです。一応共通の利益を追求するという形で今のような事業を行うのであれば公益的な活動もできる。そういう意味では、公益法人の領域もある意味でカバーするような、そういう一般法になつていて。あるいは、共通の利益を追求するときに利益を分配するのではなくで、利益を分配しないで、例えば同窓会館とか建物とかそういうものを利用するぐらいの利益を享受するのであれば、これは何も協同組合とかそういうのを使わないでも恐らく中間法人を使うことができる。そういう意味で一般的な広がりがあるのではないか。

からその辺があいまいだという理解をしたのですが、能見先生は今の二つの目的の点でいえば、どちらの方が今回は重要視されている、どちらの方に重点があるとお考えでしょうか。

としてはどうも適当でないというもの。受け取ったとして中間法人が利用されるということもそれは結構なことだと考えております。

ただし、そこは今回の中間法人の主たる目的を持つてくるのはどうも余り適当ではないのではないか。むしろこれは、中間法人制度というのではなく、もう一つの業界団体になりますが、自分たちの仕事

先のとの繋り返しもないが、自分の持つ利益を追求するための、しかし非営利の活動をするための法人として、そういうふうに積極的位置づけをするのが、まことに、かくして、

位置づけをされるのが正しいのではないか、そんなことを解をしております。

（魚住村一良君）公明党的魚住君一良です。お手元の先生、貴重な意見ありがとうございます。

もし、洋人林木先生の意見に、アーヴィングの名前と並んで書かれていたのであれば、その意味は、アーヴィングが、その時代の文豪として、最も活動的で、最も影響力のある作家であることを示すものであつた。しかし、アーヴィングの名前が、この文書に記載されていないのは、アーヴィングが、その時代の文豪として、最も活動的で、最も影響力のある作家であることを示すものであつた。

事のないと思つては、必ずしも、個人の財産を保護する目的で、民法の三十三条、三十四条、三十五条の規定が設けられたのである。従つて、この体系自体は、この立法時においては法人を正すといひますか、つまり許可主義であり、ソ

月で不景氣といつてか、つまうと話可二事である。利目的は商事会社でやつていいですよ、そのほかは許可がなければ活動しちゃだめですよ。

しゃいましたけれども、そうしますと、私がこそばつと読みますと、公益を初め利益になるもの以外は動くなと、民が、そういうふうに読めちうんですけれども、歴史的な意味も含めて、ちょっとその辺御説明をお願いできればと思いますが、

○参考人(能見善久君) 今の御質問に関連して二点ほど旨商へて、二思ふんですが、一つは、そ

二点ないとおもつたらしいと思つてゐるが、一つは  
そもそも民法典がつくれられた当時、公益活動といふものは国が決めるべき、あるいは国がそもそもうべきもので、そういう意味で、公益の領域に一般的な団体が乗り出してくるというのは適当でないという考え方が恐らく当時あつたとは思います。しかし、これは大分現在では変わってきており、すので、そういう意味で、公益は国が独占すべきであるという考え方に基づいて現在の法律制度理解すべきではない。むしろ、一応現在の制度もとでは、国が公益活動であるということを認めた場合には私的な団体が公益法人として活動しているのだと、そういう積極的な意味を与えたがいいと思います。

それで、もう一点、財法典ができたが當時、なぜ益法人については許可主義をとつて、當利法人は違つて承認するような態度をとつたのかといふことはござりますが、これは民法の起草者である兼次郎益

ことですか。これは、自らの起草者の相談役的な  
もどかで書いてあるのですが、當利法人に  
しては、構成員が自分たちの利益、つまり自分  
當利の目的、利益を守るところに法への活動と監

官和の目的  
利益をもたらすための人の活動を監  
するだろう、監視するだろう、そのために比較  
その団体が外れた活動をすることはないのではないか。  
それに対して公益法への賛同とは、公益

しかし、それに対して公益法人の場合には、公益の構成員はそこまで強いインセンティブを持っていないこともあるので、そこで国がやはり許す主義のもとで役立つを忍んで監督しなくてはいけない。

三事のうちで語立と語とへ監督が、ていいい、各構成員に団体が適切な方向に行くことチエックするということは難しい、そんな考えで出てきてる(まへど)。

しかし、この点も恐らく現在の考え方からすると、公益法人については、もちろん構成員が適当な公益活動を遂行することをチェックするなど

なく、これは雨宮参考人も言わされましたように、市民一般が開示制度などを通じて公益活動をチックすることで適切な方向に団体活動がなされ、ということで、明治民法ができたときの前提条件は両方とも変わっているのではないかと思いま

—

○魚住裕一郎君　それとの関係で、今お話を伺つていて、立法当時、随分即物的な人間観といいますか、そんなことを感ずるわけでありますけれども。

何回か議論をされてきたという御紹介をいただきましたけれども、何でまだ改正になつていないのでかといいますか、何でおくれているのか。熊本本地裁で言われたら、また立法府の怠慢だなんて言われそうな感じもしますけれども、何で改正まで来ていいなんでしょうか。先生の所感で結構でござりますので。

じいくという御意見がありますし、私もそうだ  
と思っております。

この問題について、中間法人のそういう活動  
を社会的にやっていることを法律的にもサポート  
するという意味で、もつと早くこの法案が出てても  
よかつたのではないかという気もするんですが、  
ここまでおくれてきたのはいろんな経過の中で何  
が大きな問題、ネットになつたか、そこらあたり、

が抜けでおります。そななつた事情と背景といふのはどういうように理解したらいいんでしょか。先生のお考へで結構です。

○参考人(雨宮孝子君) 私は能見先生のようになに法制審議会の委員ではありませんので、なぜ抜けたかというのは、先ほどちょっと申しましたけれども、その中間試案を見ますと、これは公益法人の財産をそのまま中間法人に持ってきて、中間法人自体は財産を最後に解散したら分配してもいいという規定になつていていたんです。それ自体やつぱり脱法行為になりますから、そういう意味では、そういう規定は入れることはいけないんだというふうに思います。

○参考人（能見善久君） 公益法人の場合ですと、  
公益活動というのは不特定多數の利益のために行

う活動のことが公益活動ですから、市民一般がすべて共通とは限りませんが、市民全体が公益法人の活動について関心を持つことがそれなりに望ましいし、また関心を持ったときにはいろいろ開示を求めるための制度が備わっているということを適當だだらうと思います。

中間法人の方は、確かに大きな中間法人になりますとそれなりに社会的にも影響を与えるし、社会一般が監視すべきだということが言えなくはない（ミヒカ、ニシヒカ、第一セイリョウヨウヒ）。

りませんか。たとえやく第一次的には中間法人に対する最大の関心を持つてるのは構成員であり、各自の共通の利益を持つてはいる構成員です。で、その構成員がいかに団体自身をチェックでき るかという制度を備えることが重要ではないかと思つています。今回の制度は、例えば株主代表訴訟にちよつと似た代表訴訟ですか、あるいは帳

○橋本敦君 きょうは両先生、ありがとうございます。

まず最初に、能見先生にお伺いしたいと思うんです  
ですが、本法案が中間法人ということで、社員の  
共通の利益を追求するということで、その活動の  
活性化を通じ、ひいては社会全体の活性化にも通

それから、たまたまなんですか、昭和二十四年に、私は資料で見ました、民法改正案が出ているんです。これが当時の法務省ですが、司法庁といいますか、そこが出したような形にもなって、まさに公益性の判定をする委員会の組織も考えているようです。法務省が中心になつて、民間人も入れて、役所の関係者も入れてというようなこともありますので、そのとき少し考えられたことがあります。そのため、それが根幹にかかる問題なので、なかなか結論が出なかつたというのが実情じやないでしょうか。

（魚住裕一郎君） ありがとうございます。

橋本敦君 きょうは両先生、ありがとうございます。

は御存じのように国会で多くの論議がありますが、いわゆる官僚の皆さんの中下りが大変多いものですから、だからそういうところからも、そう簡単に公益法人の許可の取り消しもできないと、うことだけではなくて、移行もそう簡単にやらせないよ、行かないよというようなそういう趨勢、

○橋本敦君 新聞などで見ますと、審議会の中の意見で、公益法人の資産というのは税制優遇措置を受けておりますから、そういうものが移行措置でそのまま行つてしまつというのには不合理ではないかという意見がかなりあつたというように書かれてあるんですけれども、そこらああたりはどうお考えになりますか。

○参考人(雨宮孝子君) 今申し上げたとおりです。先生のおっしゃるとおりでして、税制優遇を受けたものをそのまま持つて、それを内部で分配できるというのはこれは問題です。ですから、それが最も問題点の大きいところだつたのではないかと思います。

は御存じのように国会で多くの論議がありますが、いわゆる官僚の皆さんの中下りが大変多いものですから、だからそういうところからも、そう簡単に公益法人の許可の取り消しもできないと、うことだけではなくて、移行もそう簡単にやらせないよ、行かないよというようなそういう趨勢、

動きがあつたというよりも新聞で出されたりしているんですけれども、これは学者の先生にお伺いする理論的な問題ではなくて社会的情勢の問題ですが、いろんなことがあつたと思うんです。

そこで、税制の問題についての話ですけれども、雨宮先生が御指摘いただいたアメリカのこの法案というのは中間的制裁制度ですか、これは非常に参考になると思うんですが、中間法人であつても、その活動それ自体が共通の利益の追求ということで、社員のための活動であると同時に社会的に貢献する公益性を持つた活動もできるわけですね。これは能見先生もおっしゃっていました。そういう場合に優遇措置が税制上与えられてもいいのではないかという意見も一部にあるんですね。そこらあたりはどういうように処理するのが合理的なのか、両先生の御意見があればお伺いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○参考人(能見善久君) これは共通の利益を追求する活動と、それから公益的な活動がどういうふうにそれぞれの団体でもつて割り振られているのか、いろんなことに関連するんだと思いますが、私は一般的には、公益的な活動をするのであればそれに対応する、例えば一番大きなのが寄附關係だと思いますが、そういうものはできればあればいいのではないかと思います。

ただし、自分たちの共通の利益を追求いたしましたので、後でその財産を解散のときに分配するといふにして集めた財産をどうしたらいいか、そういう点はちゃんと詰めておかないと簡単にはできないかもしれません。

○参考人(雨宮孝子君) 税の優遇に関しては改めています。これは一つのまた税を優遇するかどうかといふのは政策の問題ですから、非営利法人だから税の優遇をするというのは問題だというふうに思います。

また、政策の問題でも、公益的な活動をする、つまり国がやるべきことを肩がわりしてくれるか

らという意味での税の優遇ならば非常に幅は狭く

なるでしょうし、もっとこういう活動を日本の社

会の中にどんどん進展させて、市民社会をつくり

上げるためにそれを促進させるという意味の税の

優遇であれば、この中間法人に対しても税の優遇

が与えられる可能性もあるというふうに私は思

ります。

○橋本敦君 時間が来ましたので終わります。あ

りがとうございました。

○委員長(日笠勝之君) 以上で両参考人に対する

質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ございさつを申し上げま

す。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお

述べいただきまして、まことにありがとうございました。当委員会を代表しまして厚く御礼申し上

げます。(拍手)

速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(日笠勝之君) 速記を起こしてください。

○委員長(日笠勝之君) この際、政府参考人の出席

席要求に関する件についてお諮りいたします。

中間法人法案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官兼行政改革推進事務局行政委託

型公益法人等改革推進室長小山裕君、総務大臣官房審議官竹内洋君を政府参考人として出席を求める

○江田五月君 中間法人法案について御異議ございませんか。

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○江田五月君 中間法人法案について質問をいた

します。

○國務大臣(森山眞弓君) 今、副大臣からお答え

申し上げたことでございまして、完全に把

先ほど参考人質疑で、東京大学の能見善久教授と松蔭女子大学の雨宮孝子教授、お二人からいろいろ御意見を伺い、いろいろ教えていただきまし

たが、この法人関係の法整備とというのはなかなか複雑多岐、込み入っていてどうもよくわからない

ので、さてしつかりした質問ができるかどうか

ちょっと不安に思っているところなんですが、ま

ず一体我が国には幾つ法人法とありますか、法人

の存在の基礎となる法律があるんだろうか。

ちょっと耳に挟んだところによると、今回の中間法人法というのは百八番目の法律だと。煩悩み

たいなものだなと思つたんですが、いや、そうじや

なくて百八十だという説もあつたりするんですね

が、これは法務省、今回のこの中間法人法は何番

目の法人の基盤となる法律だということになるん

でしょうか、お答えください。

○江田五月君 できる範囲で用意することはでき

るかというのは、何だかわけがわからぬ禅問答にな

りますが、しかしやっぱり我が国の法律がどう

なっていますが、その中身がどうであるとか、どこ

が所管してどういう運用をしているとか、それ

は別で、どれだけ法律があるのかぐらいは法務省

に聞けばわかるということにしていただきたいと

思うので、ぜひこれはお願いをいたします。

事ほどさよう、どうもこの公益法人関係、

あるいは非営利あるいは非営利法人といいますか

このあたりのところについて、主務官庁による許

可主義ということではばらばらにやつてきた。そこ

で、行政監察による勧告といいうものがたびたび

あって、今回の中間法人法案の提案ということに

なったのだと思います。これも随分時間がかかる

たんだな、この程度のこととてという気がして、確

かに改革のスピードは改めて大切なと思

るが、行政監察による勧告といいうものがたびたび

あって、今回の中間法人法案の提案ということに

なったのだとと思います。これも随分時間がかかる

たんだな、この程度のこととてという気がして、確

かに改革のスピードは改めて大切なと思

るが、行政監察による勧告といいうものがたびたび

あって、今回の中間法人法案の提案ということに

を受けて、現在の公益法人のあり方を改革する、こういう目的がこの中間法人法制定の目的の中にあると思うんですが、それはいかがですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 確かに、御指摘のように、公益も営利も目的としない団体が公益法人として法人格を付与されている現状があるではないかという認識が前提にありますて、おつしやいましたとおり、公益法人制度の健全な発展を推進する観点からも非公益かつ非営利目的の団体に法人格を付与するための制度を整備する必要性があるという指摘が前からなされておりまして、この法律案はこのような指摘にこたえるということも重要なポイントでございます。

○江田五月君 したがつて、今の、本来からいえば公益法人とはちよつと違う、もちろん営利を目的とするんじゃないけれども必ずしも公益を目的とすると言いたい、しかし諸般の事情からそういうものにあえて公益法人という法人格を与えてしまつて、それが制度のゆがみをつくり出していくという、そういう勧告のもとになった現実、これはあると、そういう認識でよろしいんですね。

○国務大臣(森山眞弓君) そのような問題点があることは承知しております。

○江田五月君 したがつて、今、本来からいえば公益法人とはちよつと違う、もちろん営利を目的とする言いたい、しかし諸般の事情からそういうものにあえて公益法人という法人格を与えてしまつて、それが制度のゆがみをつくり出していくという、そういう勧告のもとになった現実、これはあると、そういう認識でよろしいんですね。

そこで、中間試案では、中間法人の性格を有し

ていながら制度が存在しなかつたために公益法人として法人格を取得した団体について、中間法人への移行の円滑な実施に資するための手立てとして、公認法人から中間法人への組織変更の制度を設けるということを検討する必要があるということを提案しております。

しかし、公認法人から中間法人への移行の問題に関しましては、それをする方がいいか悪いか、あるいはもしするとしたらその進め方をどうするかというようなことについて解決すべき問題が大変たくさんございまして、御承知のように各省、ほとんど全省庁にまたがっているものでございますので、それぞれの問題がみんな少しずつ違いますし、関係方面のコンセンサスが得られない状況にございましたので、この法案においてはこの点に関する規定を盛り込まなかつたのでございます。

○江田五月君 組織変更の制度を設けると言われた、しかしいつぱい問題があつて、各省庁いつぱり改定が多くの法律にかかわつていて、これを全部やうとしたら目が回るようなことなのでできないわざですね。今のよう状況ですと、法律がふえることはあっても減ることがないという、本当は減らしてもいいのかもしませんが。

○江田五月君 そうすると、そういう中間法人度を改革する、そのため今回こういう中間法人といふ範疇を設ける、本来そういう中間法人となるべき公益法人を整理するということになると、中間法人への組織変更、これをさせるために必要な規定を設けなければならぬといふのが、当然そなへるんじやないかと思うんです、今回の法案にはそういう規定がありません。これはなぜでしょうか、法務大臣。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生御指摘のように、今までの行政監察結果に基づく勧告においては、数次にわたりまして、非公益かつ非営利目的の団体について法人格を付与するための法整備を行う必要があるということが指摘されてまいりました。た。た。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほど申し上げまし

たように、公益法人から中間法人への移行の問題に関しては非常にたくさん問題がございまして、いろいろ話し合つて解決しなければならない問題が数え切れないほどあります。

特に、その中の大きな問題の一つといたしましては、例えば財産の移行ということを考えまして、非常に難しい問題がたくさんございまして、なかなか容易ではないということで、とりあえずはかにこの法律をつらなければいけないほかの目がございますので、これをとりあえず法律化、法案化しなければということから、おつしやいまして、どうしたことか、おつしやいまして、なほすように大変大事な問題であるとは思いましたけれども、今回は盛り込むことができなかつた。

したがいまして、今後検討の見通しをはつきりは申し上げられませんが、これから問題としまして各省それぞれ検討もなさるでしようし、法務省も検討しなければいけないだろうというふうに思っております。

○江田五月君 困つたもので、よく何だかわからぬわけではございません。しかし、問題点が非常に大きいのでこれからじっくりと取り組んで、多くの方と相談をしていかなければいけないということでございます。

○江田五月君 いろんな問題があるということなんですが、我々が聞いている範囲では、公益法人ですが、我々が聞いている範囲では、公益法人ですから税の優遇措置がある、優遇措置を受けながらある程度の財産がそこにつまつて、それをそのまま持つて、本来、税の優遇措置を受けることのない中間法人へ移つてしまつたのじゃ非常にそれは不公平ということになる、適正を欠く、だからその調整が必要、何か知恵が必要だと。

その問題が一つ問題で、そのほかにどんな問題があるんですか。

○政府参考人(山崎潮君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の財産の問題、これが一

番大きな問題でございますが、現在ある公益法人、そもそもそのまま残すべきかどうかという問題、それはどの範囲のものか、あるいは独立行政法人、あるいはもつと言えば国の機関として直営でやる会社あるいは有限会社に移行するもの、これが適当なもの、こういうふうにかなりの仕分けがございます。これをそもそも仕分けをしていただかなといとならないということで、どういうルートにどういう法律が必要かということをまず全体に仕切った上で、それから財産をどのように移行させるべきか、全部持つていただけるのか持つていけないのか、こういう点を全部実態を踏まえまして、法律が必要であればその制定をしていく、その点について法務省も協力をしてまいりたい、こういうことでございます。

○江田五月君 なるほど、財産のこともあるが、公益法人の中には営利法人にさせた方がいいものもあるし、そもそももうぶしちやつた方がいいものもあるし、また別の形にした方がいいものもあるし、そういうものを仕分けしなきゃならぬ。それは確かに一つの理屈です。ですが、仕分けは進んでおるんですか。

○政府参考人(山崎潮君) これは各省庁がそれぞれ所管のものを行つて、いふことでございまして、私も全部を承知しているわけではございませんけれども、政府全体としては、現在、法人として見直すべきものがあれば検討するという形で動き始めていると私は理解をしております。

○江田五月君 これは法務省の民事局長にはちょっと酷なことだつたのかなという気がしますが、ことのない中間法人へ移つてしまつたのじゃ非常にそれは不公平ということになる、適正を欠く、だからその調整が必要、何か知恵が必要だと。その問題が一つ問題で、そのほかにどんな問題があるんですか。

○政府参考人(小山裕君) 行政改革推進事務局では、そういう点について特段の調査は行つてお

りません。  
○江田五月君 それはどこで調査をするんですか。

これはだれに聞けばいいのかよくわかりませんが、やっぱり行政改革推進事務局の方で聞くのがいいんでしょう。

○政府参考人(衛藤英達君) 当方の管理室の方でやつてございますのは、公益法人という枠をはめた上で概況調査、したがつてそれらの概数を把握しております。

○江田五月君 公益法人改革ということがそもそももの動機といいますか、それをやる必要があるからということで中間法人制度をつくろうということになつたのに、もとの方は何だかどこへ行つたか茫然として、こういうのは何というんですか、伏魔殿というんですか、何というのかよく知りませんけれども、本当にひどい話だと思うんですね。

だれに聞いたらわかるのかさえわからないというう、公益法人改革がいかに大変な仕事かというのがわかるわけですけれども。

いずれにせよ、公益法人の改革をするためにはまずその実態を知らなければなりません。総理府発表の平成十二年度公益法人に関する年次報告によりますと、国所管の公益法人六千八百七十九のうち、互助・共済団体等が三百八十八、営利転換候補はゼロだということです。

○副大臣(横内正明君) それぞれの公益法人は所管大臣がおりまして、所管大臣が判断をするのが基本でございまして、法務省がこの法人について中間法人に移行するとか営利法人に移行するという判断をするよりも、むしろそれは所管大臣が判断すべきものではありますけれども、今、内閣府の方から話がありました、平成十一年十月一日現在で総理府が実施した公益法人概況調査というものがございます。

それによりますと、互助・共済団体等に該当するものが、これは国、地方公共団体許可の公益法

人全体についての比率でございますけれども、互助・共済団体等に該当するものが三千六百九十二

法人あつたという調査の結果になつております。また、営利法人に移行すべきものがどのくらいか

ということでございますが、同じ調査で営利法人等転換候補、営利法人等に転換する候補というもので、調査結果としては四十五法人あつたというふうな結果になつております。

○政府参考人(衛藤英達君) 今は総理府の調査をお答えいたしましたので、これは総務省、同じ質問をすれば同じ答えということでおろしいんですか。

○江田五月君 内閣府行政改革の公益法人担当の方はおられるのかな。おるんですね。

同じ質問をすると、これはどういう答えになる

んですか。

○政府参考人(小山裕君) 私どももただいま総務省から御答弁した数字を承知しております。

○江田五月君 これは、それぞれの省庁から申告された数字というものを集めているんですか。それともちゃんと何か主体的に乗り込んでいて調査をされているんですか。どちらですか。

○政府参考人(衛藤英達君) 先生御承知のように、

されど数字というものを乗めているんですか。そ

れともちゃんと何か主体的に乗り込んでいて調

査をされているんですか。どちらですか。

○江田五月君 これは、それぞれの省庁から申告

された数字というものを乗めているんですか。そ

れともちゃんと何か主体的に乗り込んでいて調

査をされているんですか。どちらですか。

○江田五月君 これは、それぞれの省庁から申告

された数字というものを乗めているんですか。そ

れともちゃんと何か主体的に乗り込んでいて調

査をされているんですか。どちらですか。

いことを言いましたけれども、不透明な部分をつくっているということですから、自己申告だけではなくて、いろいろあります。ちょっと今までいんじやないかという気がいたします。

もう一つ聞いておきますが、総務省、国所管の公益法人から営利法人の方へ移行すべきもの、これは一体幾つあるんでしょうか。

○政府参考人(衛藤英達君) 先ほど先生の方からちらつと数字が四十五というふうに出ましたけれども、まさに先ほどの概況調査でやつております。これに該当するものは国、地方を含めて全体で四十五が営利転換の候補ということです。

○江田五月君 そうですね。先ほどお答えいただいたんですね。失礼しました。

内閣府の方では、国所管の公益法人から営利法人に移行すべきものは幾つぐらいあるか。これはさつきとやっぱり同じことになるんですね。

○江田五月君 したがつて、総務省の方に今の各省庁から自主的に挙げていただいた数字があつて、それが全部の行政の根拠になつてているということなんですが、どうも問題なのは、主務官庁の許可主義によって公益法人乱立、無秩序、そういうことができているんじゃないかなと。やはり、そういう主務官庁の自己申告の数字をもとにするのではなくて、それぞれのところで早急に、国所管の公益法人の中で営利法人とか中間法人に移行すべきものが一体幾つあるのか、これをきつちりと

平成元年の十月一日現在のもの、十二年も前のものだと。

先ほどのような数字もいろいろあります。でも平成四年六月の行政監察に基づく勧告によるもので、調査結果としては四十五法人あつたというふうな結果になつております。

○政府参考人(塚本壽雄君) お答え申し上げます。私どもも、今御引用の調査につきましては、公益法人そのものの指導監督に関する行政監察を行っておりません。

○政府参考人(塚本壽雄君) お答え申し上げます。私どもも、今御引用の調査につきましては、公益法人そのものの指導監督に関する行政監察を行つたということがあります。したがいまして、その後どうしているのかということをお尋ねと存しますけれども、行政監察そのものも体制の限られた中で対象を、重要政策分野がいろいろある中で、その中で絞つてやつてきているということです。

○政府参考人(塚本壽雄君) お答え申し上げます。私どもも、今御引用の調査につきましては、公益法人そのものの指導監督については、御案内のように平成八年以降閣議決定が行われる等の中で進展が見られておるという状況もございまして、その後これを手をつけていないという状況でございます。

○江田五月君 各省庁が自分のところを見ている中間法人法をつくるその前提となつて、社会の要請、これの方はもう本当にほつたらかしになつてゐるじゃないかと言いたいと思います。

平成四年の六月の総務省の行政監察結果報告書によりますと、国所管の公益法人の中で中間法人とみなし得るもののは千二百七あるんだそうですね。これは、総務省が調査をされた、残念ながら

使つて、そこを天下り先にするようなことも含め自在に操りながら何か、さつきもちょっとつきとつてございます。

公益法人というものをいわば自分の裏庭のように中間法人の問題に限つた場合におきましても、中間法人法をつくるその前提となつて、社会の要請、これの方はもう本当にほつたらかしになつてゐるじゃないかと言いたいと思います。

私はがままず考えておりましたが、中間法人になる道を開くことが先決であろうという認識もございまして、まずはそちらの方の実行ということが重要かと考えてきたわけでございま

す。

もとより、御指摘のように、混在している、残されたものがどうなるのかという課題があるとい

うことはよく承知している次第でございますけれども、今回提案されております法律案を含めた事態の推移を見守りながら、この中間法人の数の調査等につきまして、監察テーマはどうするか、今、評価・監視という名前に変わりましたけれども、そこで検討してまいりたいと考えております。

○江田五月君 内閣府の行政改革担当の方はいかがですか。あくまで主務官庁の自己申告に基づく公益法人改革なんですか。

○政府参考人(小山裕君) 私ども行政改革推進事務局におきましては、昨年十二月一日の行政改革大綱に基づく改革を今進めているわけでございまして、そこにおきましては、いわゆる行政委託型公益法人、これの改革を進めているわけでございましたがいまして、すべての公益法人が該当するものではございませんけれども、私どもいたしましても、公益法人制度全般に係る改革について基本的方向をまとめてみたいということで、現在、鋭意努力をしているところでございます。

○江田五月君 公益法人が許可主義になつていて、それとの所管の官庁にずっと分かれています。それが全部ばらばらになつていて、そして今の行政委託型法人を初めていぢれいろいろなところに天下り先があつたり、おかしな実態があるわけですよ。そして、それはもう随分長く指摘されながら、本当に長い間指摘されながら、まずはこれ、まずはこれ、いや、それは後回し、うちはそうじやないというようなことですと今日まで來ているので、正確な実態調査がなきや改革断行などできるはずがない、そのことを強く申し上げておきます。

法務大臣、そういうことも考えますと、非営利法人法というこの包括的な制定、そしてその準則主義によつて現在の公益法人などを非営利法人の中に整理していく、そういうふうにして各省庁が全部自分の裏庭に公益法人を抱え込んでいると、そういう実態を改めていく、そういう考え方がありますが、先ほどの参考人のお考えも、強弱

はありますか。そういう考え方を支持しておられます。法務大臣、いかがですか。

○國務大臣(森山眞弓君) 現行の法制は、法人がその活動を通じて達成しようとする目的などの調査によってその構成員の法的地位や法人の組織運営のあり方等が異なり得ることに着目いたしましたが、その特性ごとに法人を類型化してそれぞれにふさわしい規律を設けているところでございましたが、このような立法政策にはそれなりに合理性があるのではないかと考えられます。

さらに、既存の個別的な立法に基づく法人制度を一挙に整理して、非常利目的の法人に関する通常的な一般法を設けるという、先生が今おっしゃつたようなやり方ももちろん考えられますけれども、これらの個別的な立法に基づいて既に設立されております多数の既存の法人をどのように取り扱うか、いろいろ先ほど来問題が出されておりましたが、そのような問題を解決することが非常に困難な問題が生じ得ると考えられます。

このような観点からしますと、非営利法人一般について一つの通則的な法律を設けるのではなくて、対象とする法人の性格に即してそれぞれの類型に適した形で法律を整備し、また見直していくということが法人法制のあり方として現実的、適切ではないかというふうに考えます。

○江田五月君 やはり、小泉改革の精神にふさわしくないと思いますね、そういう姿勢は。ここだといふところがあるはずですから、そこへ突っ込んでいって改革をしなければならない理由があるでしょくから、それぞれにそれぞれ理由があるでしょくから、それぞれに個別具体的にと、むにやむにやむにやとなつたら本当にこの公益法人改革はできないと思ひます。本当にこのことを申し上げて、次。

○江田五月君 公益法人とNPO法人の税制上の優遇措置になつて不公平なところがあると思います。財務省、税制上の優遇措置を受けているNPO法人、受けることができるNPO法人の認定の要件として、政治活動、宗教活動を一切行わないといふ、税制上の優遇を受ける場合にはですよ、もちろん、とはちよつとすが、その理由は何ですか。

○政府参考人(竹内洋君) お答えいたします。特定非営利活動法人は、NPO法上、政治活動や宗教活動を主たる目的とするものでなければこれら活動を行うことは可能でございます。ただし、税制上の特例措置の対象となる法人につきましては、政治活動や宗教活動を行うことにより特定の立場に偏ることは適当でないということから、これらの活動を一切行わないということを認定の要件としているところでございます。

○江田五月君 そこだけ取り出してそういうふうに言われると一見論理が合つてゐるよう聞くえども、かもしれません、ずっとほかのものと比べてみるとどうも違うぞと。今通常国会、三月九日、参議院本会議で福田官房長官の答弁があるんですね。「公益法人については、公益法人であること自体により政治活動が禁止されているものではないことから、公益法人の政治活動を制限することについては、団体の政治活動の自由との関連を十分考慮する必要があると考えます。この問題については、種々議論があることは承知しております。いずれにせよ、公益法人の業務運営に当たつては、設立目的に沿つた適正な運営がなされるべきものと見えます」と、このあたりまでずっと統いて、次に、「なお、NPO法人についても、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの」でなければ、設立の要件に合致するものであり、すべての政治活動が禁止されるというものではなく、また、今回のNPO法人に係る税制上の措置においても、支援の対象としてふさわしい法人の要件を規定したものであつて、NPO法人の政治活動の禁止を目的としたものではありません」とあるんです。

いろいろ言葉はあるだこうだと言うと、いや、それは矛盾していないという、そういう説明もできるかもしませんが、この福田官房長官の答弁は、どうもNPO法人に政治活動を一切認めない、宗教活動を一切認めないと、税制上の優遇を受ける場合にはですよ、もちろん、とはちよつとすが、その理由は何ですか。

○江田五月君 いや、大変ありがとうございます。時間がなくなつてきたのでお答えの方、先にどんどんやつていただいたようで、質問していいんです、御協力いただきたのですが、私が聞いたのは、福田官房長官の答弁の趣旨と財務省が言つてることは同じなか違うのかというこ

連うニユアンスだと思うんですが、財務省の考えと矛盾するのかしないのか、どつちなんですか。

○政府参考人(竹内洋君) 認定NPO法人の要件の一つといたしまして政治活動を行わないこととされているということと、特定公益増進法人についてこのような要件がなくてバランスを失するのではないかというような御趣旨だと思いますが、公益法人制度は、公益法人の行う活動につきましてその目的に照らし適切な内容の事業を行うことが求められていることなどから、これを担保するため主務官庁の一般的な指導監督を受ける仕組みとなつていています。これに対しましても、NPO法人制度は、公の関与からなるべく自由を確保するという趣旨から一般的な指導監督を受けるという仕組みになつていないと、それが他の法人制度の趣旨や仕組みが異なるところでございます。

したがいまして、これらの主務官庁の一般的な指導監督を前提とした措置である特定公益増進法人制度と認定NPO法人制度を一律に比較することができないと考えておるところが、この法律を提案し、法律としてつくつていただいている、御了解いただきたところであると存じておりますが、お話をございました政策提言や政策提言のためのシンポジウムは政治活動に該当するのか、これも議論があつたところでございまして、そういう点から申し上げますと、NPO法上、政策提言や政策提言のためのシンポジウムは政治上の主義の推進等に該当しないものとされており、税法上の取り扱いも同様となつておると。いろんな委員会等で御議論いただきましたので、念のために申し上げた次第でございます。

○江田五月君 いや、大変ありがとうございます。時間がなくなつてきたのでお答えの方、先にどんどんやつていただいたようで、質問していいんです、御協力いただきたのですが、私が聞いたのは、福田官房長官の答弁の趣旨と財務省が言つてることは同じなか違うのかというこ

なりませんでしたが、まあいいです。

そこで、今の特増の方には政治活動、宗教活動は一切行わないなんということはない、それはなぜかというと、もともとちゃんと縛っているからだと。いや、そななんですかね。

総務省に伺いますが、平成八年の閣議決定に係る公益法人の設立許可及び指導監督基準の中に、政治活動、宗教活動を行わないという項目はありますか。

○政府参考人(衛藤英達君) 先生のお話の平成八年の指導監督基準では、公益法人の政治活動についても特に禁止する規定はございません。

○江田五月君 公益法人の方にはこれは自由だと。特増の認定にもそんな要件はない。一方、NPO法人の支援税制の認定に関しては一切行わないという要件を課す。不公平な取り扱いだと思います。意見の違いだということで、政治活動を特に禁止することはないということになるのかもしれません。また、宗教活動についても特に禁止する規定はございません。

○江田五月君 公益法人の方にはこれは自由だと。特増の認定にもそんな要件はない。一方、NPO法人の支援税制の認定に関しては一切行わないという要件を課す。不公平な取り扱いだと思います。意見の違いだということになるのかもしれません。先へ行きましょう。

これもう先走ってお答えいたしましたので質問するのが甚だ難しいんですが、政策提言、さつきの言い方によると、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを中心とした目的とする」、これが政治活動ということかもしれません、政策提言、これはNPO支援税制の認定における政治活動には当たらない、これでよろしいですね。

○政府参考人(竹内洋君) 先ほどの答弁を補足させていただきますと、官房長官の御答弁いただいたところともちろん財務省の考え方は同じでござります。

それから、一つつけ加えさせていただきますが、基本的に私どもは税制上の優遇措置において非常に厳格に要件を課しておりますのは、これは納税者の負担において、その限りにおいて税負担の公平を犠牲にするということでございますので、実質的に税金で補助金を与えるようなという側面も

あるわけでございましたので、そのような仕組み

をつくる場合にはやはり特定の立場に偏らないという意味、あるいは税制上の公平という意味からしてNPO法で規制している要件よりは厳しい要件を課しているということ、これも從来御説明申し上げているところでございます。

今、再度確認をさせて申し上げさせていただきたいものとされておりまして、税法上も同様の規則を課すというところでござります。

○江田五月君 その政策提言というのは、もちろんNPO法人がNPO法を変えてくれというような政策提言に限るとかいうことはない、これは一般的に政策提言であれば、シンボジウムであれそ

の他の活動であれ署名活動であれ、それは構わないという点でよろしいですか。

○政府参考人(竹内洋君) 私ども、条文上は、租税特別措置法施行令上、NPO法上第二条第二項を引用する形で、政治上の主義推進、支持またはこれに反対すること、または特定の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持またはこれに反対することを政治活動と申し上げているためのシンボジウムは、再度申し上げますが、政治上の主義推進に該当しないと考えているところでございます。

○江田五月君 政策提言というのは、一般的にさまざまの政策提言がありますよね。それは、広くもちろん政策提言をしていく、その政策提言の理解を広めるためにシンボジウムなどを買う、そういうことは公益に合致することであり、政治活動を一切行わないという、そんなことには当たらないといふ理解をしておきます。

シンボジウムのところまでお答えになつたんですけど、私は活動と言つたんですが、署名活動はどうですか。

○政府参考人(竹内洋君) 私ども、先ほどから度申し上げておりますように、それはNPO法上

当たるかどうかというところでございまして、私どもは、そのNPO法を受けた上で税法を設定しておりますので、そこはNPO法上の解釈の問題

と承知しておるところでございます。

○江田五月君 NPO税制については、私たちは、野党四党共同提案として、民主党案をもとに支援税制法案をこの国会に提出いたしました。残念ながら政府提出の法案の方が通っておりますが、こんな何かかた苦しい、政治活動、宗教活動を一切行わないというような規定は私どもの方には入っておりません。パブリック・サポート・テスト、こういうものを基本に、オープンで利用しやすい公平公正な支援税制法案をつくっていただきたいと思っております。

中間法人法とちょっと最後は若干ずれましたが、私の質問を終わります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎です。

先行の江田理事と若干ダブルの部分もあるうかと思いますが、質問をさせていただきます。

午前中、参考人の御意見を聴取したところでござりますけれども、両名ともこの中間法人法に賛成だと、積極的な場合もそうでない場合もありますけれども、いろんな御意見の中で、中間的な団体にも法技術としての法人格を付与することは、団体の活動を活性化させてまた社会を活性化する

と、そういう積極的なお話をございました。

種々御意見を伺っておりますと、民法の改正といいますか、法人制度につきまして、かなり前から、今も江田理事からも御質問がございましたけれども、中間法人といいますか、その規定を検討しているこうと、そういうお話をあつたというふうに承知をしておりますけれども、この中間法人制度の創設が、私から見ると何かやはりおくれたのではないか、今、二十一世紀になつてようやく出てきたというような感じもするわけでござりますけれども、大臣、これは何でおくれたというふうに御理解されておりますか。

○国務大臣(森山眞弓君) いわゆる中間法人制度

で法人格の取得を認める一般的な法人制度でござります。

この非公益かつ非営利目的の団体というのには、同窓会のような大規模なものから同好会のような小規模なものまでさまざまいろいろございまして、またその事業の内容も公益法人に近いものから営利法人に近いものまで幅が広く、その規模によっては、いろいろな創意工夫がこの中間法人を通して生きてくるなど、そんなふうにも思つのですから、多くの団体については別途、個別の立法による対処が積み重ねられてきたところでござります。

や性格が極めて多彩であることが想定されます。このように、中間法人制度は、その対象とする団体が幅広いことが想定されましたので、一般的な規律のあり方について容易に結論が得られない問題が多々ございました。また、法人格取得の需

求が多い団体については別途、個別的な立法によります。たとえば、中間法人法を通じて生きてくるなど、そんなふうにも思つのですから、もつともつと早くできればよかったですから、もつともつと早くできればよかつたなどというふうに思つておられます。

○魚住裕一郎君 確かに、幅広な利用目的というか、あると思いますが、逆に利用する側からすれば、いろんな創意工夫がこの中間法人を通して生きてくるなど、そんなふうにも思つのですから、もつともつと早くできればよかつたなどというふうに思つておられます。

いろいろ活動をやりたい、法人格を取得してやりたいといつても今までできなかつた。便法として公益法人となつてやつてきたことも多かつたというふうに思つておりますが、中間法人法、法制度ができる、であれば本来の本則に戻していくべきではないか。先ほど組織変更ということがございましたけれども、今回、それが見送られるわけです。先ほど質疑の中で、いろんな税制上の優遇を受けているとか、そんなお話をあつたわけでございますが、しかしそれは税法の問題であり、そのままほうつておけば便法でさらにそのまま進むというか、そのまま維持されるといいますか、税制上の優遇も多分そのまま維持されるんだろうと思いますし、だんだん本則に戻し得なくなつてくるのではないかというふうに思うんですね。いろんな組織変更の道筋をやはりきつちりつくておくべきだというふうに思つております



午後二時十分開会

○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、中間法人法案を議題とし、質疑を行います。

○久野恒一君 自由民主党の久野恒一でございます。

既に、参考人のお二方の先生方、そして午前中に江田先生、魚住先生の御質問の中にあります、大体、私としてはもう言い尽くされたかなという感じはするのでござりますけれども、しかし新しく中間法人というものができるわけでござりますから、何とかこれをいい方に持つていただきたい、そういう意味でもつて質問をさせていただきます。

公益を目的とする法人でもなく、また利益を目的とする法人でもない、そういうような中間的な団体について法人格を与えて、これを法案として、なぜこの法案が必要なのか、その理由を伺うとともに、立法化する意義、これにつきまして改めて副大臣の御答弁をお聞きしたいと思います。

○副大臣(横内正明君) 本法案の必要性と意義についてという御質問でございます。

現行法では、公益も営利も目的としない団体については法人格を取得する道がないわけでござります。そのためいろいろな支障が生じております。したがって、その団体の代表者の名前で登記をするわけでござりますけれども、代表者が仮に亡くなつたような場合には相続の際に非常に混乱を生じたりするというような、財産管理上のいろんな不都合が生じたりしております。また、団体の債権者を保護する規定もないというところでございます。

こういった団体が法人格を与えられればその主義で財産を管理することができますし、また法人

と取引関係にある第三者の保護も図られるという点でございまして、その社会的な意義は大きいと考えております。

また、公益も営利も目的としない団体が現実に質疑を行います。

は法人格を取得する道がないのですから、公益は法人格として取得しているという例がたくさんございます。そういう状態というのは、公益法人制度の健全な発展を推進する観点からもやはりきちっとした非公益、非常利目的の団体に法人格を与える制度を整備する必要性がある、そういう指摘が行政監察等で何回もなされておりまして、本法案はこのような指摘にこたえるものでござります。

○久野恒一君 ただいまいろいろと立法化の意味をよく教えていただきましてありがとうございます。

そこで、国民が受けるメリットというものを具體的に考えてみますと、これまで公益も利益も目

的としなかつたために一般的には法人格を取得す

ることができなかつた、いわゆる権利能力のない

社団として取り扱われてきたそのような業界団

体あるいは同窓会などのようなそういう団体が

中間法人として今度は法人格を取得して、そのこ

とによって権利主義関係の主体となることができるようになつたわけでござります。個人と団体の

権利主義関係も明確になると思ひます。

この権利能力のない団体に金銭管理も、たゞい

まおつしやつたように、通帳に積むことは個人名

義ではできるそうでございますが、不動産の登記

についてはできないと、そういう御答弁でござ

ります。そのためいろいろな支障が生じております。

したがつて、その団体の代表者の名前で登記

できません。個人名でやるわけでござりますから、

そのため、法人格のない団体の代表者が団体に

所属する不動産を奇貨としてその不動産を第三者に売却した場合、代理者の相続遺産と誤解して不動産登記を経由してしまうなど、トラブルがいろいろあるかと思います。

今回の中間法人制度はこのトラブルを防止でき

ると思うわけでございます。また、二人以上の個

人が集まれば主務官庁の許認可を受けないで容易に法人をつくることが可能となりますから、社会生活における市民活動の自由が拡大するんだろうと思います。

今から三十年前、昭和四十六年十二月当時、行政管理庁が公益法人の指導監督に関する行政監察に基づく勧告、これでは「営利を目的とせず、公

益を目的としない団体に対しても法人格を与えることについて検討する必要がある。」、そういうふうな指摘をしておりました。その後、六十年と

平成四年にも同様な勧告が総務庁から出されております。

そこで、お伺いいたしますけれども、このよう

に三十年も経過して、今回、中間法人なる新しい法案が提出されたその理由というものを民事局長にお願いいたします。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘のよう

に、「三十年という大変長い期間でございます。やつ

とたどり着いたというのが正直な印象でございま

すけれども、これにつきましては、今回二つのタ

イプの中間法人をお示ししているわけでございま

すが、実はこれを議論いたしますと、特別な制約

がございませんのでいろいろなパターンがござい

ます。そういうものについてどういう手続を設け

ていくかということにつきまして、なかなかき

ちつとした合意というか、これというものが出で

こなかつたということで、なかなか議論が収束し

なかつたということが一つでござります。

それと、私どもいたしましては、その間に個

別に必要なところには個別の単独の立法で手當

をするという形で來たわけでございまして、例え

ばマンションの管理組合法人とか、それから地方

自治法上の認可地縁団体、こういうものについて

法人格を取得できるような道、これについて法務

省やつたものもあれば法務省が協力させていた

だしたものもあるということで、個別に検討を進めてきたということでござります。

ただ、それ以後の社会の動きを見てまいります

と、やはりまとまつた法律が必要であるという声が非常に強くなつた、またその必要性が強いということから、今回のようにまとまつた法律として提出させていただいた、こういうことでござります。

○久野恒一君 先ほど申し上げましたように、今回の中間法人の指導監督に関する行政監察が簡単な手続で、これまで法人格が取れなかつた団体が簡単に手続で権利義務の主体となつていろんな事業ができるというわけですが、これによって中間法人そのものがかえつて不正な目的に利用されるのではないかと憂慮するわけでございます。

脱税とか資金隠しあるいはマネーロンダリングといふような不正を目的として中間法人制度を乱用することに対する防止策、こういうものを考えておられるかどうか、民事局長にお尋ね申し上げます。

○政府参考人(山崎潮君) 今回の中間法人につきましては準則主義による成立ということでござります。そういう意味では、チェックがないといえども、それもされませんが、ただ、さまざま点に

間違がございませんのでいろいろなパターンがござります。まず、課税についてでございますけれども、こ

そばうかもしれないが、たゞ、ざまざまな点に

ついて乱用がないような手配をしております。

まず、課税についてでございますけれども、こ

そばうかもしれないが、たゞ、ざまざまな点に

ついて乱用がないような手配をしております。

それから、法人のその他乱用の問題でござい

ますけれども、無限責任中間法人につきましては各社員が個人で責任を負います。そういうことか

ら、そもそも乱用のおそれは余りないのでないか

かというふうに考えられます。

それから、有限責任中間法人につきましては、

まず人的構成といたしまして、理事、監事などの役員につきましていろいろな資格制限を設けており

ます。それ以外、特別背任罪等の刑事罰の規制が有限会社とほぼ同じように置かれているわけですが

それから、この法人自体の活動が実質的に公益を害するような場合、こういう場合がございまして、裁判所による解散命令という手続がございまして、これを用いたしましてその法人を解散させると、こういうような手配をしているわけでございます。

そういう意味で、この法人の乱用が一応ないよう手配をしたということでございます。  
○久野恒一君　ただいま税制でもつてある程度縛りをかけていると。そういうところで、内部でもつていろいろ役員を置くなり監事を置くなり、そういう意味合いはよくわかりますけれども、しかし私は、やはり中間法人制度の乱用の方止度について

利害関係の問題法人制度の活用の防止策として、監督官庁を置くべきである。むしろ、そういうものを外しちゃって、中間法人はどうぞ自由に聞いていいですよと、そういうことではなくて、やはり監督官庁というのは置くべきだというふうに思うわけでございますが、個人的な意見でございま

すが、その点をどうお考えになつておられるのか、  
ちよつとお尋ね申し上げます。

○政府参考人(山崎潮君) 確かに、御指摘のとおり、監督官庁というものはございません。これは準則主義ということで、登記をすれば成立するという形をとつておりまして、これは会社の設立と同じということをございます。

片や公益法人、これは民法上の公益法人、それから特別法に基づく公益法人がございます。これにつきまして、やっぱり公益の分野を目的とするわけでございますので、その成立につきましてはその組織、活動のあり方、こういうものを全部チェックする必要から許可制というものがとられておりますけれども、この中間法人につきましてはその公益性というものはございません。そういうことから、許可制をとる必要はないのではないかというふうに考えたわけでございます。

それから、いわゆる広い意味の中間法人の分野といたしまして、個別法でさまざまな規定を置いているところがございます。例えば、農業協同組

合等の組合でござりますけれども、これにつきまして法律を置いておりますけれども、これは認可制度が定められておりまして、やはりこの事業の特質とその辺を考えまして、人的構成、組織のあり方、こういうものを一応チェックするという形で認可制度が置かれているわけでございます。ところが、この中間法人については、そういう

目的、事業、構成員等に関して特段の規定を置いていないわけでございまして、その点につきましては同じような制度をとる必要はないのではないかと  
かということでござります。そういうことから、引き算をしていくと残らないというような考え方でござりますけれども、最終的には会社と同じよ  
うななり方にござらなければなりません。

最終的に、本当に問題が起これば解散命令といふことで、これは法務大臣がその違法行為に対し警告をすることがでまきて、それで従わないという場合に裁判所に命令を申し立てるということでござりますから、背景には法務省が監督する

○久野恒一君 確かに、この中間法人制度、公益法人の流れがバックにあるような感じもいたします。公益法人の改革ですね、その流れがあるように思います。法人格を取得する手段は民法の三十九条に限られているため、公益法人にふさわしく

この点で、法律案の立法過程におきまして、平成十二年三月に公表された中間法人制度の創設に関する要綱の中間試案には、公益法人から中間法人への組織変更の規定が盛り込まれていたと思ひます。今回の法律案ではそれは盛り込まれていないうでございますが、先ほども答弁ありましたけれども、もう一度お願ひします。

○政府参考人(山崎潮君) 午前中にもお話し申し上げましたけれども、その要点をちよつとかいつまんで申し上げたいと思います。

確かに、御指摘のとおり、公益法人の中に実質は中間法人あるいは営利法人のものがあるのではないかということが指摘をされております。その関係で、その組織変更の規定ということで、中間試案の段階では置いていたわけでございますが、最終的に盛り込むことはしなかつたわけでござります。

その一つの大きなポイントは、現在そういうような法人が持っている財産をどのように新しい中間法人あるいは株式会社へ承継させるか。承継をそもそも認めるか認めないか、それが全部なのか一部なのか、こういう点につきまして十分な議論がまだ煮詰まっていないといふことが一つあります。

それから、法人について、物すごい数がいっぱいあるわけでござりますけれども、これの仕分けが十分に終わっていないということをございまして、どこの法人に移るべきかということ、これの仕分けも十分にできていません。

この二つから、まずそちらの問題を先行させていただいて、その議論がある程度定まつて、その場面で法律が必要であれば別途、法律を設けて移行させていく、こういうふうに考えたわけでございまして、法務省としても、必要な場面で我々としても検討していくたいというふうに考えております。

○久野恒一君 六番の問題を先にお答えいただいちゃつたもので、七番に移らせていただきます。公益法人制度の改革につきましては、平成四年の総務庁の勧告では、公益法人の円滑な活動、運動を推進するため、財団法人の寄附行為の変更及び評議委員会の設置並びに公益法人の合併など、現行の公益法人制度についての法的整備を検討することが指摘されております。

成四年の勧告からもう既に九年たっているわけでございます。どのように対応されていくつもりなのか、簡単で結構ですから、お答え願いたいと思

○政府参考人(山崎潮君) ただいま申し上げましたように、この中間法人、受け皿をつくるわけでございますが、組織変更の問題はまだ規定をしておりません。

ばならないと、こういうことになるわけですが、そういう議論を経ながら、そういう作業とともに、必要なものにつきましては再度検討を加えていきたいということございまして、ある意味では、これで終わりということではないといふふうに理解をしております。

○久野恒一君 確かにいろいろなふうにこの中間法人が使われる可能性がある。そういう意味では、引き続いて法務省の方でもつて御監督願えればありがたいなというふうに思うわけでございます。

平成十二年三月に公表された中間法人制度の倉  
設、仮称でございます、十二年ですから。要綱中  
間試案には、大規模な中間法人に関する特例とし  
て、基金の総額が五億円以上、または負債総額が  
二百億円以上の大規模な中間法人、これは取引関  
係を通じて第三者に及ぼす影響が非常に大きいと  
思います。

大規模な株式会社と同様に、監事による監査と

は別に専門家による外部監査を義務づけることが望ましいとされておりますが、今回の法案には大規模中間法人に関する特例は規定されておりません。その理由はどういうわけでございましょうか。  
○政府参考人（山崎潮君） 確かに、御指摘のところ、中間試案に置きながら今回の法案には盛り込まれていらないということをございます。

五億円以上及び最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以上、こういう会社につきまして外部監査の特例を置くかどうかどうかという案であつたわけでござります。

その後、パブリックコメント等をいただきまして、それから法制審議会でも審議を再開したわけですが、ますけれども、この点に関して現段階でこれを置くべきだという強い意見がなかったというのが一点でございます。

それと併に置くとしたときに、その基金の総額あるいは負債の合計額、こういうところで線を引くのがいいのか、それとも社員の人数等でその線を引くかどうかという、その辺のところもいろいろ意見がございまして、やはり将来必要になるかもしれないけれども、どういう点でどういうラインで線を引くかということについては少し運用を見てみないとしかとした線が出てこないというから、今回はその点を置くということを断念はいたしましたけれども、しばらく運用を見まして、いろいろな支障等がもし生ずるようであれば、その運用の実態をよく検討いたしまして、また改めて規定を置きたいというふうに考えておりまして、これもこれで終わりということじゃなくて、将来必要であれば検討をさせていただくというところでございます。

○久野恒一君 ありがとうございました。

ぜひとも、中間法人というものができるわけでございますから、本当にできた以上は世の中のためになつてもらうような法人運営をしていただきたいなと思うわけでございます。

最後に、副大臣にお尋ね申し上げますが、大臣、いらつしやったですか、この法案の中間法人制度の創設によりまして大学の同窓会など大規模な中間法人が出現する可能性があると思うわけでござります。この官庁による監督を受けない自由な活動を認める以上は会計監査を充実させ、透明性の確保に努めるべきであると私は思います。その辺のところを、副大臣のつもりだったんですけれども、どちらでも結構でございますが、御決意の

○副大臣（横内正明君） 委員のおっしゃいました  
ほどをお聞かせいただいて、私の質問を終わりた  
いと思います。

大規模な中間法人となりますと、有限責任中間法人ということになると思います。御案内のように、この法案の中で有限責任中間法人につきましては監事を置く機関として定めておりまして、監事は

がその会計検査を行うことになつております。そういう形で、有限責任中間法人については会計の透明性を確保するということに法律上はしているわけでございます。

なお、さらに先ほど民事局長からも御答弁を申し上げましたけれども、大規模な中間法人について商法上の大会社のような外部の専門家による会計監査をやるべきではないかという御意見は確かにあります。この点につきましては、この中間法人制度の運用の状況を見ながら、これからの中間法人制度として検討していくふうに考えております。

○久野恒一君 ありがとうございました。  
○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。  
今回の法案によりまして、これまで法人格を取  
得できないで権利能力なき社団として活動せざる

を得なかつた非営利、非公益の団体が準則主義によつて法人格が取れるようになりまして、これは一定の前進だと考えております。

されでは具体的にどのような団体が法人格を取得できるのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人（山崎潮君） この法案におきましては、中間法人の定義といたしまして、「社員と共に

通する利益を図ることを目的とし、かつ、剩余金を社員に分配することを目的としない社団」といふうにうたつてゐるわけでござります。

これに当たるものとしてではなく、なんなもののが考えられると思いますけれども、大きく分けて、例えば卒業生の親睦、連絡等を目的とする同窓会、これは同窓会となりますとかなりの規模が考えられるわけでございますけれども、そういうものと、それからもう少し小ぢんまりした趣味を同じくす

る者の親睦、情報交換等を目的とする同好会等が代表的なものとして考えられます。そのほか、いろいろ互助会とか県人会、後援会とか、利用の範

用はさまざままでございまして、特段ここに当たれば目的は制限しておりませんので自由におつくりいただける、こういうことでございます。

の場合は、希望をすれば登記をすることで法人格が得られる、しかし希望しない場合は現在のままの状態で活動することができると、こういうことになりますね。

○林紀子君 現行の法人制度は、公益法人が民法  
によりてございまして、希望される方が法人になれ  
ることで、特に法人として財産をお持ちのと  
ころがかなり必要性があるのかなと。財産がない  
場合にはあるいは必要がないのかもしません。  
それは御自由に選んでいただくということでござ  
います。

三十四条で主務官庁の許認可とされておりまして、特定非営利活動促進法、NPO法では活動分野が十二と限定されていますよね。そこからいろいろな問題が起こってきてるのでないかと思

うわけです。

ますね。NFC法の法人格を取りたくても取れないと、いふことになります。この場合、中間法人では法人格を取得できるし、そして取得した法人では、公益活動もできるというふうに考

えてよろしいですね。

○政府参考人(山崎潮君) 御指摘のとおり、そういう目的で中間法人になるということはできます。しかし、つう告見<sup>くわい</sup>は法律<sup>りほ</sup>にござらぬ、う

す。それから、その結果が公益目的になるといふ活動もこれも当然できるということでございまして、当初、法人をつくるときの目的が自分たちの仲間の利益を図るということであればいいわけでございまして、今度できちゃつてから活動するについては、それが公益であろうと、それから當利

であっても、その剩余金を分配しないということであり、その法人の活動のために使うということであれば許されるわけでございまして、目的と現実の行

動というのは別に考えていただければというふうに思います。

○林紀子君 法人格を取得できて公益活動もできることですけれども、これは衆議院の参考

人が指摘していくことなんですねけれども、例えば消費者運動に関心のある人たちが十人集まって、そして十人の内部の利益を超えてさらに消費者運動をやる、こういうことが確かにできるけれども、そういうこと今まで三ヶ月と集まらずば、ナ

い、これは有限責任中間法人でありますと三百万円ということが必要になりますよね。無限責任中間法人であると自分が法人の債務をかぶるということを覚悟して設立しなければいけないわけですね。そういうことを考えますと、同じような規模のNPOに比べて、この中間法人で法人格を取得して公益活動もするという場合にはかなりハン

ディを負わされるのではないかと、こういふことを参考人がおっしゃつていたわけです。きょう午前中、この委員会でも参考人をお呼びしてお話をお聞きいたしましたけれども、その中

そしてこの非営利法人の法人格取得というのに準則主義にして、そしてその後で公益性を持ついる法人というのはどこか、そういうことを税制上の優遇措置などは別建てにして考えるというのが

いいのではないかといふお話をたしか伺つたといふうに思つうわけです。私も、これはなかなかすつきりして、いてわかりやすい法人の組み立て方だなにいふうに思つてつけさせば、大臣から

雨宮参考人も、今まで民法三十四条の改正とい  
ういしたいんですが、法務省としては、そういう  
角度も含めまして、公益法人制度の見直し、民法  
三十四条の見直し、本当に真剣にお考えいただき  
たいと思うわけです。

うのは難しい問題もあって時間がかかるからということですと延び延びになってきたわけだけれども、そういうことを言つていただけ一体いつになつたら民法三十四条の改正というのができるのかという問題提起もなさつておりましたので、ぜひこのところは真剣に考えていただきました。

○國務大臣(森山眞弓君) 法人の目的による類型的な区分をなくして団体一般について準則主義による法人格の取得を認める法制度を設けた上で、公益性の有無などについてはその後の法人の活動の実態に即して個別に判断してそれに応じた税法上の取り扱いなどをすればいいのではないかと、そういう御趣旨でございますね。

法人に関する法制度におきましては、単にある団体について法人格を付与するかどうかということを規定するだけではなくて、その団体の性格に即した合理的な規律、例えばその団体がいかなる内部組織を持つてどのように管理運営されるべきなのかという点についても具体的な定めを置くことが必要であると考えられます。このような観点からいたしますと、法人一般について一つの法律をもつて規律するというのは大変難しいといいますが、対象とする団体の性格に即してそれぞれの類型に適した形で法律を整備して、また見直していくということが団体法制の一つのあり方として現実的、適切ではないかと考えているところでございます。

先生がおっしゃいましたような問題意識、時々お話を出まして、この委員会でも時々そういう御意見はちょうどありました。しかし、先ほどもちょっとと御説明申し上げましたように、非常に多岐にわたり、各全省庁にまたがる非常にさまざまなもののがたくさんござりますので、非常に複雑な仕事が必要ありますので、まず団体一般について、法人格を取得したいというものに対しても人格を持つてもらえる道を開こうというもう一つの目的がありますのですから、これをとりあえずつくさせていただくということで御提案申し上

げているわけでございます。

おっしゃったのも、非営利法人ということを大きく見渡してということだったわけです。ドライ

ツの例なども引いてお話をありましただけれども、確かに今次々と、これでは足らないから足らないからというような形で継ぎ足してきて、百八つで

したか百八十でしたか、何か数もお話をありましたけれども、そういうような法律が次々とできていって、そして非常に難しくなっているということは確かだと思うんですけれども、そうなると、

雨宮参考人が指摘していたようにこれはずっとこのままなのかという問題もあるわけですので、ぜひとそこのところもきちんと見据えながら、今後三十四条の改正というのを考えいただきたいといふことをお願いしたいと思います。

次に、今回の法案というのは不適切な公益法人をどうするのかというそういう議論から始められたいときつがります。そこで、公益法人の行政

指導について総務省にお聞きしたいと思います。

これまでさまざまなかんがい問題については総務省の行政監察勧告で何度も指摘されてまいりました。九

六年には指導監督基準が閣議決定されておりま

けれども、それでも白書を見ますと、本当に適切な指導が行われているのかどうか多々疑問がある

わけです。KSDをめぐる不祥事も明るみに出てきました。

これもさうの午前中、雨宮参考人がおっしゃっていましたことですが、御自身が公益法人の設立にかかわったときに、常勤役員をぜひ主務官庁から派遣させてくれ、こういう話もあったということです。天下りということをみずから体験なさつたと

かわりまして、主務官庁の許認可、補助金、天下り、これが公益法人問題のかなりの部分を占める

根幹、原因だというふうに述べていらつしゃいました。まだ今のところ見当がつかない状況でございま

す。

○林紀子君 私が申し上げて、そしてきょう参考

人がおっしゃったのも、非営利法人ということを

確かに今次々と、これでは足らないから足らないからというような形で継ぎ足してきて、百八つで

したか百八十でしたか、何か数もお話をありましたけれども、そういうような法律が次々とできていって、そして非常に難しくなっているということは確かだと思うんですけれども、そうなると、

雨宮参考人が指摘していたようにこれはずっとこのままなのかという問題もあるわけですので、ぜひとそこのところもきちんと見据えながら、今後三

十四条の改正というのを考えいただきたいといふことをお願いしたいと思います。

次に、今回の法案というのは不適切な公益法人をどうするのかというそういう議論から始められたいときつがります。そこで、公益法人の行政

指導について総務省にお聞きしたいと思います。

これまでさまざまなかんがい問題については総務省の行政監察勧告で何度も指摘されてまいりました。九

六年には指導監督基準が閣議決定されておりま

けれども、それでも白書を見ますと、本当に適切な指導が行われているのかどうか多々疑問がある

わけです。KSDをめぐる不祥事も明るみに出てきました。

これもさうの午前中、雨宮参考人がおっしゃっていましたことですが、御自身が公益法人の設立にかかわったときに、常勤役員をぜひ主務官庁から派遣させてくれ、こういう話もあったということです。天下りということをみずから体験なさつたと

かわりまして、主務官庁の許認可、補助金、天下り、これが公益法人問題のかなりの部分を占める根幹、原因だというふうに述べていらつしゃいました。まだ今のところ見当がつかない状況でございま

す。

○政府参考人(衛藤英達君) 今、先生御指摘のい

ますと、公益法人の方が公務員出身者に対してそ

の行政経験等に着目して役員への就任を求めるこ

とはあり得るものと考えています。

ただ、現実的に公益法人の理事のうち、所管官

府の出身者が理事の多数を占めるというようなこ

とになりますと、やっぱり行政もしくは当該公益

法人の活動をゆがめることも考えられますので、

これは防止しなくちゃいかぬということです。平成

八年の閣議決定の指導監督基準でござりますが、たびたび出てございますが、この平成八年の指導

監督基準では理事現在数の三分の一以下にその所

管省庁の出身者を抑えるということをルール化し

てございます。

なお、天下りでございますが、先生おっしゃら

れるよう、十分正さなくちゃいかぬということ

でございますので、現在のところ、行政改革担当

大臣、石原大臣のところで公務員制度改革の取

組みをやってございまして、そちらの方で適正な

再就職ルールの確立に向けて検討を進めていると

いうふうに承知しております。

総務省としても、こういった検討に積極的に協

力してまいりたいというふうに考えてございま

す。

○林紀子君 やはり、天下りそれから許認可、補助金、この三点セットが大きく公益法人の不祥事にかかわっているというのは公益法人協会の理事長という当事者である方がおっしゃっているわけですが、本当にこれは重く受けとめていただから

なくやいけないというふうに思うわけです。

二〇〇〇年の白書では、公益法人の理事に天下りがある法人は、国、都道府県合わせて全体の三

割に当たる八千五十九法人に上っているというの

が書かれています。そのうち七千三百七法人が主務官庁からの天下りです。在職年数のわずかな理事に高額の退職金を支払う法人があつたり、國から請け負つた業務を別の法人にそのまま丸投げする、また補助金を割り振るトンネルのような役割を果たしている公益法人もある。数多くの問題が指摘されているわけです。

お聞きしたいのですが、今御紹介ありました九年の閣議決定、これで主務官庁出身者の占める割合はどのようにお受け取りになりますでしょうか。

○政府参考人(衛藤英達君) 今、先生御指摘のい

ますと、公益法人の方が公務員出身者に対してそ

の行政経験等に着目して役員への就任を求めるこ

とはあり得るものと考えています。

ただ、現実的に公益法人の理事のうち、所管官

府の出身者が理事の多数を占めるというようなこ

とになりますと、やっぱり行政もしくは当該公益

法人の活動をゆがめることも考えられますので、

これは防止しなくちゃいかぬということです。平成

八年の閣議決定の指導監督基準でござりますが、たびたび出てございますが、この平成八年の指導

監督基準では理事現在数の三分の一以下にその所

管省庁の出身者を抑えるということをルール化し

てございます。

なお、天下りでございますが、先生おっしゃら

れるよう、十分正さなくちゃいかぬということ

でございますので、現在のところ、行政改革担当

大臣、石原大臣のところで公務員制度改革の取

組みをやってございまして、そちらの方で適正な

再就職ルールの確立に向けて検討を進めていると

いうふうに承知しております。

総務省としても、こういった検討に積極的に協

力してまいりたいというふうに考えてございま

す。

○林紀子君 やはり、天下りそれから許認可、補助金、この三点セットが大きく公益法人の不祥事にかかわっているというのは公益法人協会の理事長という当事者である方がおっしゃっているわけですが、本当にこれは重く受けとめていただから

なくやいけないというふうに思うわけです。

二〇〇〇年の白書では、公益法人の理事に天下りがある法人は、国、都道府県合わせて全体の三

割に当たる八千五十九法人に上っているというの

が書かれています。そのうち七千三百七法人が主務官庁からの天下りです。在職年数のわずかな理事に高額の退職金を支払う法人があつたり、國から請け負つた業務を別の法人にそのまま丸投げする、また補助金を割り振るトンネルのような役割を果たしている公益法人もある。数多くの問題が指摘されているわけです。

お聞きしたいのですが、今御紹介ありました九年の閣議決定、これで主務官庁出身者の占める割合はどのようにお受け取りになりますでしょうか。

○政府参考人(衛藤英達君) 今、先生御指摘のい

ますと、公益法人の方が公務員出身者に対してそ

の行政経験等に着目して役員への就任を求めるこ

とはあり得るものと考えています。

ただ、現実的に公益法人の理事のうち、所管官

府の出身者が理事の多数を占めるというようなこ

とになりますと、やっぱり行政もしくは当該公益

法人の活動をゆがめることも考えられますので、

これは防止しなくちゃいかぬということです。平成

八年の閣議決定の指導監督基準でござりますが、たびたび出てございますが、この平成八年の指導

監督基準では理事現在数の三分の一以下にその所

管省庁の出身者を抑えるということをルール化し

てございます。

なお、天下りでございますが、先生おっしゃら

れるよう、十分正さなくちゃいかぬということ

でございますので、現在のところ、行政改革担当

大臣、石原大臣のところで公務員制度改革の取

組みをやってございまして、そちらの方で適正な

再就職ルールの確立に向けて検討を進めていると

いうふうに承知しております。

総務省としても、こういった検討に積極的に協

力してまいりたいというふうに考えてございま

す。

○林紀子君 やはり、天下りそれから許認可、補助金、この三点セットが大きく公益法人の不祥事にかかわっているというのは公益法人協会の理事長という当事者である方がおっしゃっているわけですが、本当にこれは重く受けとめていただから

なくやいけないというふうに思うわけです。

二〇〇〇年の白書では、公益法人の理事に天下りがある法人は、国、都道府県合わせて全体の三

割に当たる八千五十九法人に上っているというの

が書かれています。そのうち七千三百七法人が主務官庁からの天下りです。在職年数のわずかな理事に高額の退職金を支払う法人があつたり、國から請け負つた業務を別の法人にそのまま丸投げする、また補助金を割り振るトンネルのような役割を果たしている公益法人もある。数多くの問題が指摘されているわけです。

お聞きしたいのですが、今御紹介されました九年の閣議決定、これで主務官庁出身者の占める割合はどのようにお受け取りになりますでしょうか。

○政府参考人(衛藤英達君) 今、先生御指摘のい

ますと、公益法人の方が公務員出身者に対してそ

の行政経験等に着目して役員への就任を求めるこ

とはあり得るものと考えています。

ただ、現実的に公益法人の理事のうち、所管官

府の出身者が理事の多数を占めるというようなこ

とになりますと、やっぱり行政もしくは当該公益

法人の活動をゆがめることも考えられますので、

これは防止しなくちゃいかぬということです。平成

八年の閣議決定の指導監督基準でござりますが、たびたび出てございますが、この平成八年の指導

監督基準では理事現在数の三分の一以下にその所

管省庁の出身者を抑えるということをルール化し

てございます。

なお、天下りでございますが、先生おっしゃら

れるよう、十分正さなくちゃいかぬということ

でございますので、現在のところ、行政改革担当

大臣、石原大臣のところで公務員制度改革の取

組みをやってございまして、そちらの方で適正な

再就職ルールの確立に向けて検討を進めていると

いうふうに承知しております。

総務省としても、こういった検討に積極的に協

力してまいりたいというふうに考えてございま

す。

○林紀子君 一法人というのはまさに激減をした

と思ふんですけども、しかし都道府県はまだま

だ減つてはいないですね。この辺はどうなつて

いますか。

○政府参考人(衛藤英達君) 先生おっしゃるよう

に、地方の関係でござりますが、公益法人の数から

いいますと地方がかなりまた多いわけでございま

すが、その三分の一の絡みで申し上げますと、都

道府県所管法人では平成八年七百十法人から平成

十一年六百五十九法人ということで、減つてはございますが、まだまだということでございまして、今後さらに都道府県に対して指導監督の徹底を図つていただきたいというふうに考えてございます。

○林紀子君 主務官庁の天下りの理事が三分の一以下という基準、こういう形で減らしていこうといふのはわかるんですけれども、じゃ、それがどうして三分の一なのがというのはなかなかこれはまたわかりづらい話なんです。

岩波新書の「公益法人一隠された官の聖域」という北沢栄さんというジャーナリストが書いた、これはかなりベストセラーになつてゐるんじゃないかと思いまして、私も本屋さんに行って求めできましたけれども、どんと山積みされていました。

ここには、指導基準の理事三分の一という数をクリアするために、実は非常勤理事の方を非常に多くする、増員する。そうしますと分母があふるわけですね。ですから、分子の方の今までの理事さんというのは数は同じでも、非常勤の理事が非常にふえるわけなので、全体の理事の割合というのはそれで減っていく、そういうやり方があるんだ、そういうことをやつてあるんだという事実が紹介してあるわけですね。

例えれば、具体的に名前を出しまして、電波産業会とか日本国際教育協会、ヒューマンサイエンス振興財團、空港環境整備協会、こういった有力公益法人も非常勤理事の量産によって官庁OBの理事比率を指導基準以下に引き下げている、こういうふらりもあるんだというふうに言つてゐるわけですが、こういうような事例というのはあるんですか。それを承知していらつしやいます

に書かれておる裏の手ですか、というのはあるのかどうか私も十分存じ上げおりませんけれども、当方はいつも主務官庁制度のつとつてそれの所管官庁から概況調査の数字をいただいております。○林紀子君 こういうまさに脱法的と言われるようなやり方をやつてまでこれにしがみついているというのが本当にあるのかどうか、それぞれ所管官庁あるわけですけれども、やはり総務省が先頭に立つてきちんと陣頭指揮をしていただきたいと

いうこともお願いしたいと思います。

そして、今引きました電波産業会の例を見ますと、業務を独占的に行い、法外な手数料の収入を取り、多額の委託費を受け取り、そして業務上得た情報を提供する会員制ビジネスを行い、しかも極めて高い会費を取つてゐる等々ということも指摘されているわけですね。そうなりますと、天下りの弊害というのは非常に大きいものがあるんじゃないかというふうに思つてます。しかし、官庁自身が天下りの張本人ということになりますと、その改善はなかなか前に進まないというのも紹介してあるわけですね。

また、当然なんじやないかというふうに思つてます。

ともかく当方としては、こういう問題が指摘されてゐるということは十分認識しておりますので、今後情報公開等でこれを明らかにしていきたいというふうに考えております。

○林紀子君 確かに、職業選択の自由はあると思うんですけど、やはり官僚が天下りをするところですけれども、やはり官僚が天下りをするところでは、官僚が各省そればかりの裁量で金が流れれるような仕組みになる、そして天下りで癒着をさらに深めていく、こういうサイクルにならざるを得ない。ですから、やはり官僚の天下りといふのは本当に見過ごしのできない問題だとうんじやないかと思うんですけれども、ほかの公

益法人も本省課長クラス以上や退職後十年未満の理事就任者に限られている数字だ、それ以外の官僚OBの理事などへの天下りや退職して十年以上たつたOB、これはいわゆる渡り鳥などと言われているんじゃないかと思うんですけれども、ほかの公

益法人をぐるっと回つて十年たつてそこに来た人はそれはカウントされないと。ですから、課長クラスや退職後十年未満ということでの三分の一ということを一つの目盛りにするのはやはり問題なんじやないかというふうに思つてます。

ですから、主務官庁だけでなく、また本省課法人が百四十六人とトップ、社団法人は六十一人、特殊法人も五十二人、公益法人が一番の天下りの以上に限らず、それから報酬額も含めて天下りの全容と/orのを明らかにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(衛藤英達君) まず、先ほどの三分の御説明をしておきたいと思います。

指導監督基準、平成八年のところでは、理事のうち同一の親族、それから特定の企業の関係者、それから出身省庁のOBを三分の一にするというよう規定になつていて、特定の分野の方が公益法人の中では意思決定に非常にかかわって影響力を及ぼす問題点を危惧してこういうルールができ上がつてゐるわけでございます。

ただいまの先生御指摘の話でございますが、公務員ももちろん職業選択の自由がございますし、一たび公務員をやつて、その後、これから労働力が流動化していく過程で民間に行つたりとかいろいろなことがあると思うので、逆に最初、公務員をやつたということでその将来を縛るということもちょっといかがかなというような感じもいたしております。

ともかく当方としては、こういう問題が指摘されてゐるということは十分認識しておりますので、今後情報公開等でこれを明らかにしていきたいというふうに思つてます。

○林紀子君 確かに、職業選択の自由はあると思うんですけど、やはり官僚が天下りをするところでは、官僚が各省そればかりの裁量で金が流れれるような仕組みになる、そして天下りで癒着をさらに深めていく、こういうサイクルにならざるを得ない。ですから、やはり官僚の天下りといふのは本当に見過ごしのできない問題だとうんじやないかと思うんですけれども、ほかの公

益法人をぐるっと回つて十年たつてそこに来た人はそれはカウントされないと。ですから、課長クラスや退職後十年未満ということでの三分の一

ということを一つの目盛りにするのはやはり問題なんじやないかというふうに思つてます。

ですから、大臣として、官僚が襟を正すということ、こととそれから政治家も襟を正すということ、そ

のことについてどういうふうに思うのか。与党がみずから襟を正して、理事に就任するということをやめていくというところからまず始めるということなのかなというふうにも思うわけですが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 官僚が襟を正さなければいけない、政治家も姿勢を正さなければいけないということはおっしゃるとおりでございます。

て、私どもは、そのつもりで日ごろ身を正し、周りを清潔にしていくということを毎日心がけているつもりでございます。

今おっしゃいました公益法人との関係ですが、

公益性法人といつてもいろいろございまして、先生が今取り上げられましたような、官庁と非常に密接な結びつきがあつて、補助金がどうとか委託費をどうとかというようなところもありますし、全くそういうのは関係のないところもたくさんございます。ですから、一律に政治家が公益性法人の理事になるべきではないということを言いかねるのではないかと思いますし、また報酬があるものもあれば全くないのもたくさんございますので、それぞれ御本人の関心事あるいは知識、経験を生かすということで、求められてそのような役職についておられるというのはあながち否定するべきことではないんじゃないかというふうに思いますが。

いずれにせよ、疑惑を招かないように身辺をきれいにして姿勢を正していくというのは官僚も政治家も同様に必要なことだと思っております。

○林紀子君 確かに、私も公益性法人というのが全部とんでもないところばかりだというふうには思いませんけれども、立派なお仕事をしているところも確かにありますけれども、しかし国民の目から見たらやはり天下りでお金をたくさんもらつてと、そういうようなところが国民から信頼を得られないことだと思いますし、本当に情報開示をきちんとしながら、その襟を官僚も政治家も正していくということをこれからもお願いしたいというふうに思うわけです。

以上で終わります。

○福島瑞穂君 社民党的福島瑞穂です。よろしくお願ひします。

私は、中間法人に関する質問をする前に一つ、被爆者援護法上の被爆者たる地位確認等請求事件、六月一日に大阪地裁で判決が出ました。この事件についてお伺いをしたいというふうに思っております。

ハンセン氏病の熊本地裁の判決も大変画期的なものでしたが、この援護法裁判判決も大変画期的なものだというふうに思つております。

御存じのとおり、日本の中で被爆をしてしまつた外国人の人たちはたくさんさまざま国籍でいらっしゃるわけですし、被爆の問題に関しては、やはり日本は医療は先進国ですから、例えば北朝鮮に行つた人、韓国に行つた人、あるいは南アメリカやいろんなところに行つて、当時、日本で被爆をした人たちの医療上のケアやさまざまなことはとてもなく必要なことだと思います。戦後五十五年たつて何らのケアもされずにいる人たちがたくさんいるわけです。

この大阪地裁の判決がとても画期的だと思いますのは、「明文の規定がないにもかかわらず、解釈のみによつてある一定の事実の存続を効力存続要件とする」とは、国民の法律上の地位ないし権利の得喪という重要な事項については、本来、疑惑のないようになつて明確に規定されるべきことが要請されていることにかんがみ、一般的に許容されるものは「解されない」としていることです。つまり、どういうことかといいますと、手帳、被爆者手帳を持つている人が韓国に帰るとか外国に行つてしまふと、自動的にその年金手帳の効力が失効してしまうという通達があつた。しかし、条文には一切、外国に行つたら日本を出てしまつたら被爆者手帳が効力をなくしてしまふなんといふ規定は援護法の中には全くなかつたわけです。

ですから、裁判所が手帳を交付し手当を支給する各種の法のうち、明文の規定なく受給者としての地位を失わせる法律は皆無であること。二つ目

は、法律の実際の運用を定めた規則においても、出国によつて被爆者としての権利を失うということがないために、現場においてさまざま恣意的な運用がなされ、被爆者間に著しい不平等を生じさせてきたという点。その二つは大変問題だと思います。法律に明文の規定がないわけですから、法律にのつとつきちんとしたやりなさいという非常

に当たり前のことを法律家として大阪地裁は出したのだというふうに思います。それで、法務大臣はきのうこの原告の郭さんにお会いなされたというふうに新聞報道や当事者たちから聞きました。この件について、やはり控訴をするかどうかということが大変争いになつております。衆議院の厚生労働委員会におきまして、坂口厚生労働大臣が控訴をする前に原告に会うと

いうことを話されたというふうにも聞いております。ですから、今回も法務大臣がどのような決断をされるかということ、厚生労働大臣がどのような決断をされるかということが極めて重要です。

私は、この判決は極めて本当に明快であると、法律に規定がないんだから、外国に行つて失効するということは根拠がないという、そこはもう法律家としては間違いないと思うのですが、今、大臣はどうお考えでしようか。

○国務大臣(森山眞弓君) 国側の主張が一部認められなかつたのは残念でございますが、この対応につきましては、主務官庁であります厚生労働省の意見を十分聞いた上で結論を出さなければいけないと思つております。きのう被害者の方にお目にかかりましたときも申し上げたんですが、まずは厚生労働省の方へよく行かれて御説明なさり、意見交換をされるのが先決ではないでしょうかと、いうふうに申し上げたわけでございます。たまたま私の方が時間がとれたので先でございましたけれども、本来は厚生労働省と話していただきたいというふうに考えております。

○福島瑞穂君 厚生労働大臣にも会われるとい

ふが、もし控訴をするとしたら、控訴の理由があるかどうかという点が大変ポイントになると思うのですが、通常は法律の上はないのだという当たつ前のこととをこの判決は言つたわけです。そうしますと、ある程度國の代理人は、法務省が國の代理人として務められますから、法律の有権的な解釈としてどうかという点はいかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 非常に専門的な御質問で、私、今すぐこちらでここでお答えできる立場ではございません。

それで、法務大臣はきのうこの原告の郭さんにお会いなされたというふうに新聞報道や当事者たちから聞きました。この件について、やはり控訴をするかどうかということが大変争いになつております。衆議院の厚生労働委員会におきまして、坂口厚生労働大臣が控訴をする前に原告に会うと

いうことを話されたというふうにも聞いております。ですから、今回も法務大臣がどのような決断をされるかということ、厚生労働大臣がどのような決断をされるかということが極めて重要です。

私は、この判決は極めて本当に明快であると、法律に規定がないんだから、外国に行つて失効するということは根拠がないという、そこはもう法律家としては間違いないと思うのですが、今、大臣はどうお考えでしようか。

私は、この判決は極めて本当に明快であると、法律に規定がないんだから、外国に行つて失効するということは根拠がないという、そこはもう法律家としては間違いないと思うのですが、今、大臣はどうお考えでしようか。

私は、この判決は極めて本当に明快であると、法律に規定がないんだから、外国に行つて失効するということは根拠がないという、そこはもう法律家としては間違いないと思うのですが、今、大臣はどうお考えでしようか。

私は、この判決は極めて本当に明快であると、法律に規定がないんだから、外国に行つて失効するということは根拠がないという、そこはもう法律家としては間違いないと思うのですが、今、大臣はどうお考えでしようか。

私は、この判決は極めて本当に明快であると、法律に規定がないんだから、外国に行つて失効する

人が、もし控訴をするとしたら、控訴の理由があるかどうかという点が大変ポイントになると思うのですが、通常は法律の上はないのだという当たつ前のこととをこの判決は言つたわけです。そうしますと、ある程度國の代理人は、法務省が國の代理人として務められますから、法律の有権的な解釈としてどうかという点はいかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 非常に専門的な御質問で、私、今すぐこちらでここでお答えできる立場ではございません。

それで、法務大臣はきのうこの原告の郭さんにお会いなされたというふうに新聞報道や当事者たちから聞きました。この件について、やはり控訴をするかどうかということが大変争いになつております。衆議院の厚生労働委員会におきまして、坂口厚生労働大臣が控訴をする前に原告に会うと

いうことを話されたというふうにも聞いております。ですから、今回も法務大臣がどのような決断をされるかということ、厚生労働大臣がどのような決断をされるかということが極めて重要です。

○福島瑞穂君 厚生労働大臣にも会われるとい

ふが、もし控訴をするとしたら、控訴の理由があるかどうかという点が大変ポイントになると思うのですが、通常は法律の上はないのだという当たつ前のこととをこの判決は言つたわけです。そう

しますと、ある程度國の代理人は、法務省が國の代理人として務められますから、法律の有権的な解釈としてどうかという点はいかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 非常に専門的な御質問で、私、今すぐこちらでここでお答えできる立場ではございません。

それで、法務大臣はきのうこの原告の郭さんに

動車教習所も公益法人であるとか、何が公益かと  
いうことがよくわからないんですが、この点につ  
いてはいかがでしょうか。

○政府参考人(山崎漸君) 三つのお尋ねでござりますが、公益でござりますけれども、公益は不特定多数の利益のために活動を行うというふうに一般的に言われているわけでござります。それから、當利の目的と言われますのは、剰余金を社員で分配すると、いわゆるそれが當利であるというふうに言われているわけでございまして、その中間にあるもの、當利でもない、公益でもないものが今

回の対象の中間法人であるというふうに、一般的にはそういうふうに言われるわけでございます。一しお、二つ目云へば、二つともございま

それで、この中間法人のお客は、この条文で書かれてございますけれども、社員相互間の利益を図るということをございまして、不特定多数の方の利益を図るというわけではない、内部の者の利益を図ると、こういうことでござります。

○福島瑞徳君 では、ただ、不特定多数の利益を図るといった場合に、株式会社も例えば薬を売るに小本と販売するに小不特定多数の利益に、そ

は不特定多数のためにやっているわけですよね。不特定多数の人に向けてやっていると。そうしまして、公益性というものはほとんどの団体がある。重の形で持っているのではないかと思いますが、

○政府参考人(山崎潮君)　ただいまの例でござりますけれども、それは結果として公益に資するということはあるうかと思ひますが、もともと設立の目的がこれは利潤を自分たちで分けるというふうな目的としていればそれは会社であるというふうに考へておられるのではないかと見します。

じゃ、会社が営利事業しかやつちやいけないか  
ということになりますと、その目的と実際の活動は別でござりますので、公益活動をして構わない  
いということになるわけでございます。  
○福島瑞穂君 バスやタクシー会社も公益に資するかもしれませんし、ゴルフ場はなぜ公益法人にな  
り得るのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ゴルフ場は私どもの所管ではございませんので、しかとは言えないと思想ですが、やはりゴルフというスポーツ振興が公益に資するということで認可されているというふうに理解をしております。

○福島瑞穂君 実は、何か意地悪質問をしているのではなくて、この中間法人をつくるということを突き詰めていくと、公益法人、きょう非常に問題になっていますが、民法の規定そのものを根本的に公益法人を見直したらどうかという意見もあります。

ですから、公益法人と中間法人と株式会社のこ

がある。 実は、我妻栄さんは、公益法人という形で分けるのではなく、非営利 営利で分けたらどうかといふ議論をしていて、私は非営利と営利も、NPO 法人がある面では営利のお金もうけもしますから、その点ではダブルのこともあるんですが、むしろすつきりと非営利、営利で分けたらどうかと思ひますが、いかがでしようか。

○政府参考人(山崎潮君) 私ども、この法案を検討している段階でそのような意見があることを十分承知しております。

たた、現在このようなシステムをとっているのも一つの意味があるというふうに理解をしておりまへ、つまりは益的な活動を干すのナゾが

りまして、やはり公的的な活動をするわけにござりますから、その法人と取引をする第三者もそれを信頼して行動するわけでございます。そうなりますと、その関係でやはり法人を設立する、その構成をどうする、債権者の保護をどうする、それぞれみんな目的によつてその内容が違つてくるはずでございます。

もつて、あるいはそこで認可をしてチェックする  
という形も必要であるというふうに理解をしてお  
りまして、最初から何にもないところに絵をかく  
場合と、勿すごくいろいろな人がたくさんでき  
る

時代の物語にしれないが、それが何であるか、その中でそれをもう一度再統一という難しさと、いうのは全然重さが違うだろうといふうに私は

もは理解をしております。  
○福島瑞穂君 いや、私が申し上げたいのは、同じ例えゴルフ場であれ何であれ、さまざまなもので同じような機能を果たしているものであるにもかかわらず、実は公益法人になつたり中間法人

になつたり株式会社になつたりしていると、同窓会も公益法人もあれば今後、中間法人もできるでしょうし、株式会社の同窓会というのはちよつとないかもしれませんのが、でも今後何かあるかもしれませんし、そういう意味では、目的はほぼ共通で中身もほぼ同じなんだけれども、実は法人の形態が変わつてくることがあるとすれば、法

人制度を国がどう考えるかといふところにやつぱり立ち返つていいだろうといふふうに思うんです。

せひ 今回は中間法人を新たに設けるということ自らは賛成なんですが、やはり未整理のままだんどん新しい概念をつくりしていくことは、若干やつぱり錯綜し始めているのではないかというふうにも思っています。

それでは、もともとこの中間法人をつくる意味は、公益法人がいろんなものが出てきたと、ですから中間法人の方にある程度流れ込むというと変

ですか。公益法人は例え税金上の特典などもたくさんありますけれども、中間法人という形に吸収するというか、新たなはざまのものをそこにきちっと位置づけたらどうかというふうにも聞いているんですが、今回、組織変更、公益法人から中間法人へ移行するという点について、特にこういう場合は必ずこうなるとか、自動的なものは何もありません。そうしますと、今ある公益法人は税金上の特典がありますから、ほとんどのケースの場合には中間法人にならないのではないかと思いま

○政府参考人(山崎潮君) この点につきまして、私どもが所管している法人については私どもがいろいろ指導できる形でございますが、これはほかの省庁の関係はちょっと私、わかりませんけれども、基本的には、現在この中間法人をつくったという意味は、もともと平成八年の御意見をいろいろまとめられまして、公益法人の中に本来、中間法人であるべきもの、あるいは営利法人であるべきもの、そういうものが入っているということからスタートしているわけでございますので、やはり今後の議論として、そういうものをどのようにして移行させるか、まずその議論が行われるべきでございまして、その受け皿としてこの中間法人があるということでございます。

どのような移行をさせるか、こういうことがはっきりした段階で、法律が必要であれば別途、法律をつくりて移行させると、こういうふうに二

段構えで考へてゐるところでござります。  
○福島瑞穂君　どのようにすれば移行するかと今  
後考えるといふのはよくわからないんですが、立  
法過程の中で組織変更の部分はなぜ落ちたんです  
か。

○政府参考人(山崎潮君) これは、今回の法律、二つのタイプを認めておりますけれども、有限会社タイプとそれから合名会社タイプ、それとほぼ規律は一緒にしているわけでござります。この中でも、本当に法令違反等の行動が行われ

いは賃料は政治連盟の方は払っていないとか同じ場所にあるとか、そういうことも非常に議論になつております。

でしか質問できないんですが、まず中間法人という中間という名前が気に食わないんですね。実にファジーな概念なんですよね。

○政府参考人(山崎潮君) けさほどからお答え申  
し上げておりますが、まず組織変更をして、財産  
を持っていいのかどうか、法人としてです  
ね、これ 자체がまだ決まっていない。持つていつ

るということであれば、最終的には法務大臣の報告、それに従わないということであれば解散命令という手続を持つていてるわけでございます。そういう形で是正をしていくということは当然考えら

政治連盟との関係をすべて切るという形で指導するということを最近明言いたしました。そういう意味では、公益法人がきちつと公益法人として成立していくことはとてもこれから必要だ

ちやいけない」という法人もあるかもしれない。それから、ある部分は持つていい、全部持つていいともいい、それそれあろうかと思います。

○福島瑞徳君 NPO法が成立しておりますけれども、NPO法は御存じのとおり認証が必要で、つまり、うしろ書き等で提出しなくちゃいけない。

○政府参考人（山崎潮君） 私ども、公益法人の法律は持っておりますけれども、ちょっと運用の実務について、直接ワシントンにありますしね、

それから、中間法人になるのが営利法人はなるのか、それから独立行政法人になるのか、国の機関としてやるのか、それとももう公益法人として終わりににするのかとか、そういう選択というんでですか、仕分け、これが全く今のところまだできていないということでござりますので、まずそれの上げた二、才産とどうふとうに多くあるか、これと

この中間法人は準則主義で、かなり簡単なわけですが、NPO法人と中間法人はちよと重なる面も出てくるのではないかと思いますが、その辺の仕分けみたいなものはどうお考えなのでしょうか。

福島瑞穂君　ただ、誇り高き法務省としては、  
公益法人をやつぱり所管を全般的にはしているわ  
けですから、それぞれの公益法人について主務官  
庁がある、所轄官庁があることはもちろん承知を  
しております。しかし、法務省においては、別にそ  
ういふことはございません。それで、お詫び申  
せます。

仁分いと財産とのよろい和解するが、これをまず議論として先行させ、それに必要な法的な手続きがあれば別途、法律をつくると、こういうふうに考えておるわけでござります。

では、これは位置づけとして公益法人であるといふ位置づけであろうかと思います。公益法人で普通であれば許可ということになるわけですが、ここは認証という形で、許可とかそういうその範疇の中では非常に軽い手続で設けているわけでござります。

しておられることは、しかし、法律家としては、依頼人の方の立場として、必ずその入会申込書が込みになつていて、とか、公益法人に入るときに必ず政治連盟に入会をしなくちゃいけない、政治連盟の費用も徴収をされるという、こういう事態についてはいかがお考えでしようか。

○政府参考人(山崎潮君) まだ議論はそこまで行っておりませんので、政府全体としてこの問題について取り組んで、法務省としてやるべきことがあればやることでござります。

こちらの中間法人に関しましては、公益活動ではないわけでございます。ですから、そこを準則主義という形で仕分けをしておりまして、やはり公益性があるかないかという形で手続が少し違つて

うか運用の問題だらうと思うんです。私どもがその点についてどうこうというのはちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思います。運用の実態もちょっとよくわかりませんので。

○福島瑞穂君 中間法人の制度の悪用の可能性についてなんですが、例えば株式会社をつくらずにですから利潤の分配はしないんですが、従業員と

いるというふうに理解をしております。  
○福島瑞穂君 その公益性が何かというところで  
また振り出しに戻るみたいな、何を公益性と言つうか

○福島瑞穂君 じゃ、運用実態についてもぜひ改善されるよう、法務省がその中でどういう役割を果たすかということについてぜひまた御意見を

いう名目でたくさんの人を雇つて給料を払うこと  
で実質的には利潤の分配をするというようなこと  
などもあるのではないかとか、例えば私が突然

かという議論はまたあると思いますが、先ほど来、公益法人の問題点についてほかの委員さんからも質問が出ました。

お聞かせください。  
どうもありがとうございました。  
○平野貞夫君 けさほどの雨宮参考人の意見の中

中間法人をつくつて、何か公益性のあるようなないような形の事業をするとか、余りないかもしれません、その中間法人の制度の悪用の可能性についてはいかがでしようか。

行政監視委員会の中でも、公益法人と政治連盟の関係、例えば入会申込書が常に強制をされて、ある公益法人に入会すると自動的には強制的に政治連盟に加入をしなくてはいけない、ある

に、この中間法人法案に対し積極的には賛成でないというお話をあつたんですが、私は嫌々賛成するという立場でございます。私は、法律に疎いのですから、一般的な立場

けれども、いわゆる味のないといいますか、温かみのないといいますか、我々人間が将来社会をよくしていくこうというものに対する理解がどの程度この法律の立法意図の中にあるかどうかということ

とが大変疑問なんです。

その点について、そういう問題意識というのが立案されるときについたかどうかということをちょっと大臣にお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生の御発言の最初の部分、つまり普通の人間が自分の居心地よく属するとのできる場がだんだんなくなってきて、それを救うためにいろんな今までなかつたような活動が団体あるいはグループとして起こつてくるであります。

そのような結果、いろんなグループができてまいりまして、活発に活動し発展していきますためには、やはりそのグループが希望すれば法人格を持つて、例えばわかりやすく申せば、銀行の口座を持つことができるようになります。

いまして、活発に活動し発展していきますためには、やはりそのグループが希望すれば法人格を持つて、例えれば銀行の口座を持つて、例えばわかりやすく申せば、銀行の口座を持つことができるようになります。

○平野貞夫君 これは質問ではなくて要望をしておくんですが、先ほど局長さんからも、福島先生から、将来的にどう考えるかといった場合に、全くこれはそのときに考えますという話だったんですけど、その気持ちはよくわかるんですが、場合によつたら今まで国家がやつていたような、代替するような活動、行為を中間法人はやる場合もある

と思うんです。例えば、地域マネー、エコマネー

というものが言われているわけですが、こういうものもある意味では中間法人の中で行われるようないことだつてあり得ると思うんです。

したがつて、今、大臣がお話しになつたように、人間のことですからいろいろいことばかりはありませんから、当然、罰も要るでしょうけれども、どうかひとつ、非常に人類の救済になる一つの集

話を聞きまして安心しましたので、質問を終わります。

○委員長(日笠勝之君) 他に御発言もないようですか、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(日笠勝之君) 他に御発言もないようですか、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

討すること。

二 公益法人制度の在り方が社会的批判を招いている状況にかんがみ、公益法人として真にふさわしい事業内容と運営を確保するため厳正に指導、監督を行うとともに、公益性の乏しくなつた法人については中間法人への転換その他の是正のための必要な措置を講ずること。

正に指導、監督を行うとともに、公益性の乏しくなつた法人については中間法人への転換その他の是正のための必要な措置を講ずること。

発議者衆議院議員山本幸三君から趣旨説明を聽取いたします。衆議院議員山本幸三君。

○衆議院議員(山本幸三君) ただいま議題となりました債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、債権回収会社の業務に関する規制の一部を緩和するためのものであり、債権回収会社の機能を強化することにより不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、債権回収会社の業務に

を大幅に拡大し、あわせて債権回収会社の業務に関する規制の一部を緩和するためのものであり、債権回収会社の機能を強化することにより不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、債権回収会社の業務に

を大幅に拡大し、あわせて債権回収会社の業務に



続、更生手続、整理手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了している者を除く。次号において同じ。)が有する金銭債権

十七 手続開始決定を受けた者が譲渡した金銭債権

十八 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第二条第一項に規定する特定債務者が同条第三項に規定する特定調停が成立した日又は当該特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十七条の決定が確定した日に有していた金銭債権

十九 手形交換所による取引停止処分を受けた者

者がその处分を受けた日に有していた金銭債権

第二条第一項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「規定する特定債権」の下に「(以下「特定債権」という。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前号に掲げる者が有していた貸付債権

三 前二号に掲げる貸付債権に係る担保権の目的となつてゐる金銭債権

第十八条第五項中「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、「その履行」を「当該制限額を超える利息又は賠償額の支払」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則についての経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七号中正誤

ペジ 段 行 誤 正  
二 元 一 三 神奈川地検 金沢地檢





平成十三年六月十五日印刷

平成十三年六月十八日發行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局